

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年5月24日提出
【発行者名】	U B S アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三木 桂一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【電話番号】	03-5293-3667
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース＜毎月分配型＞ U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース＜毎月分配型＞ U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース＜毎月分配型＞ U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース＜毎月分配型＞ U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース＜毎月分配型＞ 1兆円を上限とします。 U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース＜毎月分配型＞ 1兆円を上限とします。 U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース＜毎月分配型＞ 1兆円を上限とします。 U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース＜毎月分配型＞ 1兆円を上限とします。 U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール 1兆円を上限とします。
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース＜毎月分配型＞
UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース＜毎月分配型＞
UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース＜毎月分配型＞
UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース＜毎月分配型＞
UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール

・以下、上記を総称して、また各々を指して「UBS公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）」、「UBS公共公益債券」、「各ファンド」または「ファンド」ということがあります。また、「UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース＜毎月分配型＞」を「円コース」、「UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース＜毎月分配型＞」を「豪ドルコース」、「UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース＜毎月分配型＞」を「ブラジルリアルコース」、「UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース＜毎月分配型＞」を「南アフリカランドコース」、「UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール」を「マネープール」ということがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

<UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース＜毎月分配型＞>
<UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース＜毎月分配型＞>
<UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース＜毎月分配型＞>
<UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース＜毎月分配型>

>>

- ・販売会社における申込手数料率は3.24%(税抜3.00%)が上限となっております。

<UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)マネープール>

- ・ありません。

「UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)マネープール」の申込みは、他のファンドからのスイッチングの場合に限ります。

(6)【申込単位】

販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2019年5月25日から2019年8月22日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700(営業日の9:00-17:00)

(9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース<毎月分配型>>
- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース<毎月分配型>>
- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース<毎月分配型>>
- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース<毎月分配型>>

主として世界の公共公益関連企業が発行する債券に投資を行う外国投資信託を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール>

信用度の高い円建て短期公社債等に投資を行い、利息等収益の確保を図ります。

ファンドの基本的性格

- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース<毎月分配型>>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ		
株式 一般	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)		
大型株	年2回	日本				
中小型株	年4回					
債券 一般	年6回 (隔月)	北米				
公債	年12回 (毎月)	欧州				
社債		アジア				
その他債券 クレジット属性 ()	日々	オセアニア				
不動産投信	その他 ()	中南米			ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))		アフリカ				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)				
		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 社債）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース<毎月分配型>>
- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース<毎月分配型>>
- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース<毎月分配型>>

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (含む日本)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券		北米	ファミリーファンド	あり ()
一般	年6回 (隔月)	欧州		
公債				
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 社債）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

< UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール >

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	
大型株	年2回	日本	
中小型株			
債券	年4回	北米	ファミリーファンド
一般	年6回	欧州	
公債	(隔月)	アジア	
社債	年12回	オセアニア	
その他債券	(毎月)		
クレジット属性 ()	日々	中南米	
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		中近東 (中東)	
資産複合 ()		エマージング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(債券 一般))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

- 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- 年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- 日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

1 UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)の各ファンド(「マネープール」を除く)は、外国投資信託への投資を通じて、実質的に、日本を含む世界の「公共公益」企業の発行する債券を投資対象とします。

■当ファンド(「マネープール」を除く)が投資対象とする外国投資信託の運用は、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドが行います。

「公共公益」企業とは？

■「公共公益」企業とは、私たちの生活に不可欠なサービスを提供する企業です。

公 益	通 信	エネルギー	運 輸
電力、水道など	携帯電話など	石油など	空港管理、鉄道、海運など
— 電力・水道などに加え、通信・エネルギー・運輸も、生活に不可欠な公共サービスを提供する業種 —			

「マネープール」は、信用度の高い円建て短期公社債等に投資を行い、利息等収益の確保を図ります。

2 4つの通貨コースおよびマネープールで構成されています。

■通貨コースには、「円コース」、「豪ドルコース」、「ブラジルリアルコース」、「南アフリカランドコース」の4つのコースがあります。

■各通貨コースは、実質的な投資対象である世界の公共公益債券(以下「投資対象資産」という場合があります。))について、円コースでは実質的に円建てとなるように為替取引(円コースでの為替取引を以下「為替ヘッジ」という場合があります。)を行い、対円での為替変動リスクの低減を図りますが、円コース以外の通貨コースでは実質的に各通貨コースの通貨建てとなるように為替取引を行いますので、それぞれの通貨と円との間の為替変動の影響を受けます。

※為替取引とは、投資対象資産に係る通貨を売り予約し、各通貨コースの通貨を買い予約する取引をいいます。

4つの通貨コースの特徴



※上記はイメージであり、実際にはファンド・オブ・ファンズ方式により投資を行います。なお、「通貨選択型」の仕組みについての詳細は、後記「通貨選択型ファンドの収益のイメージ」をご覧ください。

■各ファンド間でスイッチングができます。

UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)

円コース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース	南アフリカランドコース	マネーボール*1
------	--------	------------	-------------	----------

*1 マネーボールは、各ファンドからのスイッチング以外によるお買付は行えません。

※申込の取扱いを行うファンドは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)を構成する各ファンド間でスイッチングが活用できる仕組みになっています。ただし、スイッチングの対象ファンドおよびスイッチングの方法は、販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 原則として毎月25日に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。(「マネーボール」を除く)*

〈毎月分配型〉 毎月の決算時(原則として毎月25日、当該日が休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。分配金額は、分配原資の範囲内で、委託会社が継続した分配を行うための分配原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定します。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
[分配イメージ]	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金

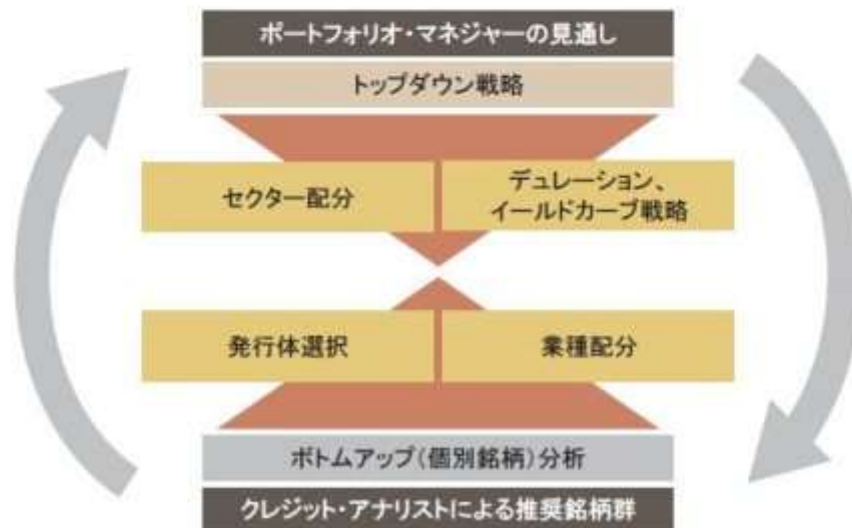
※「マネーボール」は、年2回の決算時(原則として2月25日および8月25日、当該日が休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。分配金は分配原資の範囲内で、委託会社が市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

(注1)「継続した分配を行う」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては継続分配とならない場合があることにご留意ください。なお、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(注2)上記は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(注3)分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

◎ 運用プロセス



2019年2月末現在

収益分配金に関する留意事項

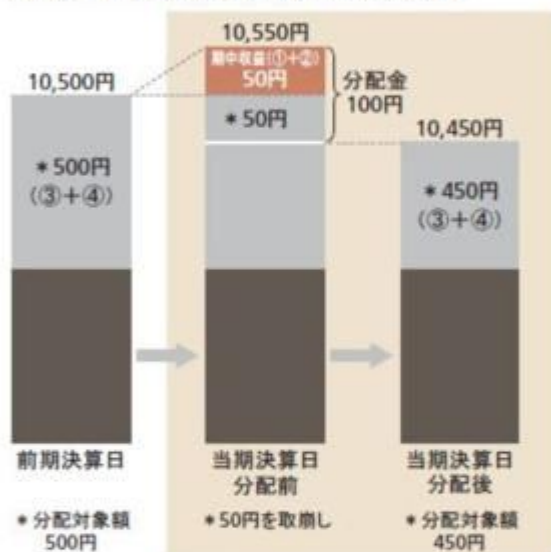
◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



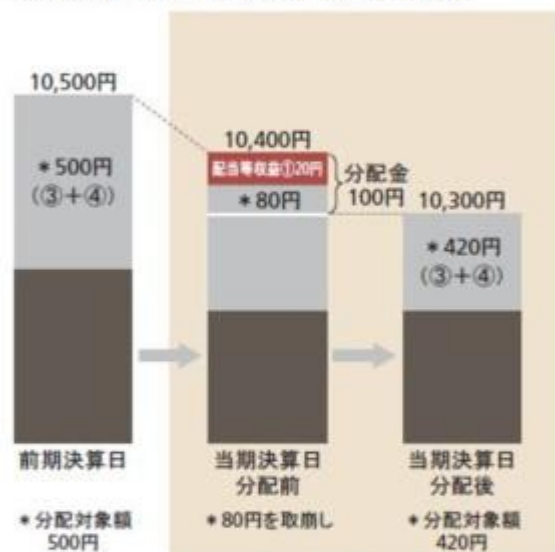
◎分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】



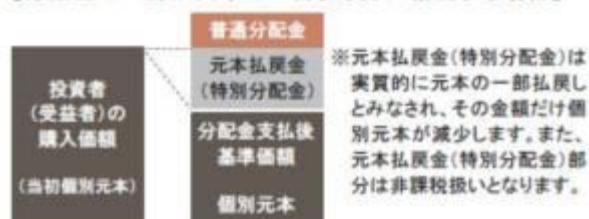
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

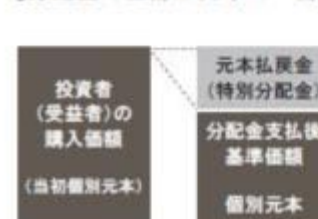
◎投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】



【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。（特別分配金）

◎ ファンドの仕組み

■各ファンド共通（「マネーボール」を除く）〈ファンド・オブ・ファンズ方式〉

各ファンドは「グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（*2）」および「UBS短期円金利マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の投資信託（ファンド）に投資し、運用を行う投資信託（ファンド）です。



*1 円コース 豪ドルコース ブラジルリアルコース 南アフリカランドコース

*2 JPY Class AUD Class BRL Class ZAR Class

※図表中、*1および*2については左記の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

■マネーボール 〈ファミリーファンド方式〉

ファンドは「UBS短期円金利マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



◎ 主な投資制限

■各ファンド共通（「マネーボール」を除く）

投資信託証券への投資割合	制限を設けません。
株式への直接投資	行いません。
外貨建資産への直接投資	行いません。
デリバティブの直接利用	行いません。
同一銘柄の投資信託証券への投資割合	制限を設けません。

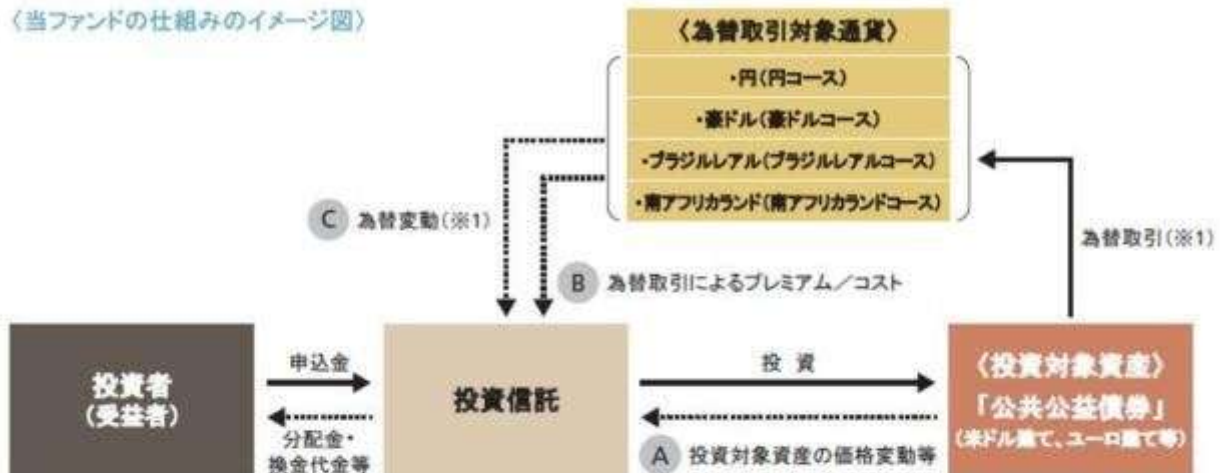
■マネーボール

株式への実質投資割合	信託財産の純資産総額の20%以内
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合	信託財産の純資産総額の10%以内
投資信託証券（マザーファンド受益証券は除きます。）への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内
外貨建て資産への投資	行いません。
デリバティブ取引の利用	ヘッジ目的に限定します。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

◎「UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)」(「マネーパブル」を除く)は、世界の公共公益債券(以下「投資対象資産」という場合があります。)^{※1}への投資に加えて、投資対象資産について、実質的に円建てとなるように為替取引(円コースでの為替取引を以下「為替ヘッジ」という場合があります。)^{※1}を行い、対円での為替変動リスクの低減を図る円コースまたは、実質的に各通貨コースの通貨建てとなるように為替取引を行う円コース以外の通貨コースの中から、投資者のニーズに合った通貨のコースを選択できるよう設計されています。

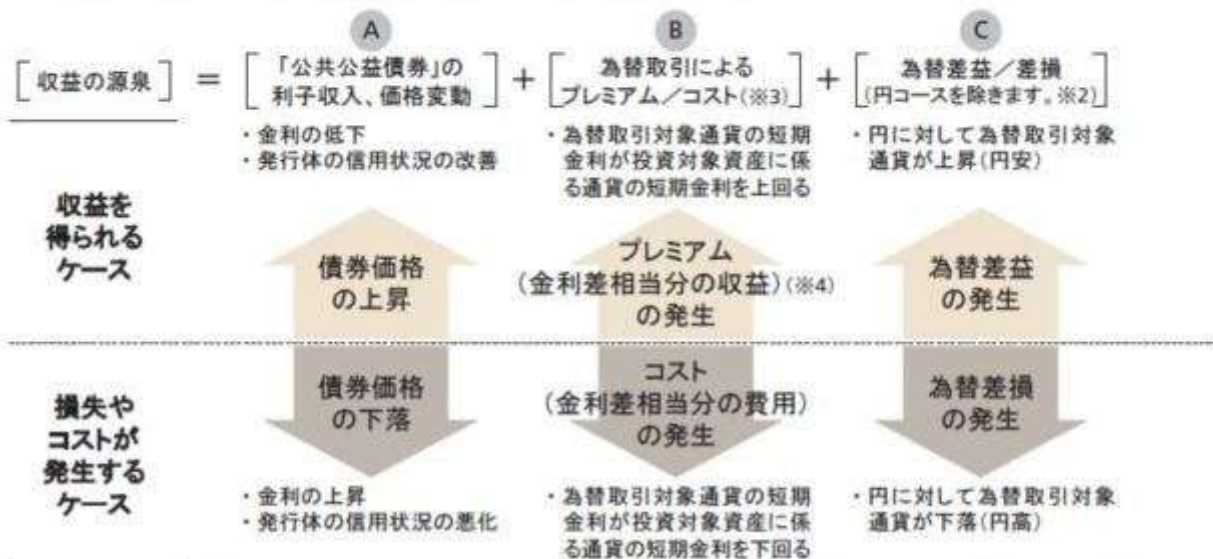
〈当ファンドの仕組みのイメージ図〉



※1 円コースでは、米ドル建て、ユーロ建て等の投資対象資産について、実質的に円建てとなるように対円での為替ヘッジを行います。完全に為替変動リスクを排除できるものではありません。円コース以外の各通貨コースでは、米ドル建て、ユーロ建て等の投資対象資産について、実質的に各通貨コースの通貨建てとなるように為替取引を行いますので、当該各通貨コースの通貨と円との間で為替変動リスクが発生することに留意が必要です。

◎当ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

これらの収益源に相応したリスクが内在していることに留意が必要です。



※2 円コースは、投資対象資産について、実質的に円建てとなるように対円での為替ヘッジを行いますので、①は収益の源泉にはなりません。ただし、完全に為替変動リスクを排除できるものではありません。

※3 為替取引に関する規制が多い新興国通貨の場合、NDF(ノン・デリバブル・フォワード)を利用する場合があります。NDFを用いて為替取引を行う場合、為替取引プレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)は、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

※4 後記「投資リスク 為替取引プレミアム(金利差相当分の収益)に係るリスクおよび留意点」をご覧ください。

※上記はイメージであり、実際の投資成果を示唆、保証するものではありません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

信託金限度額

- 各ファンド毎に、7,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

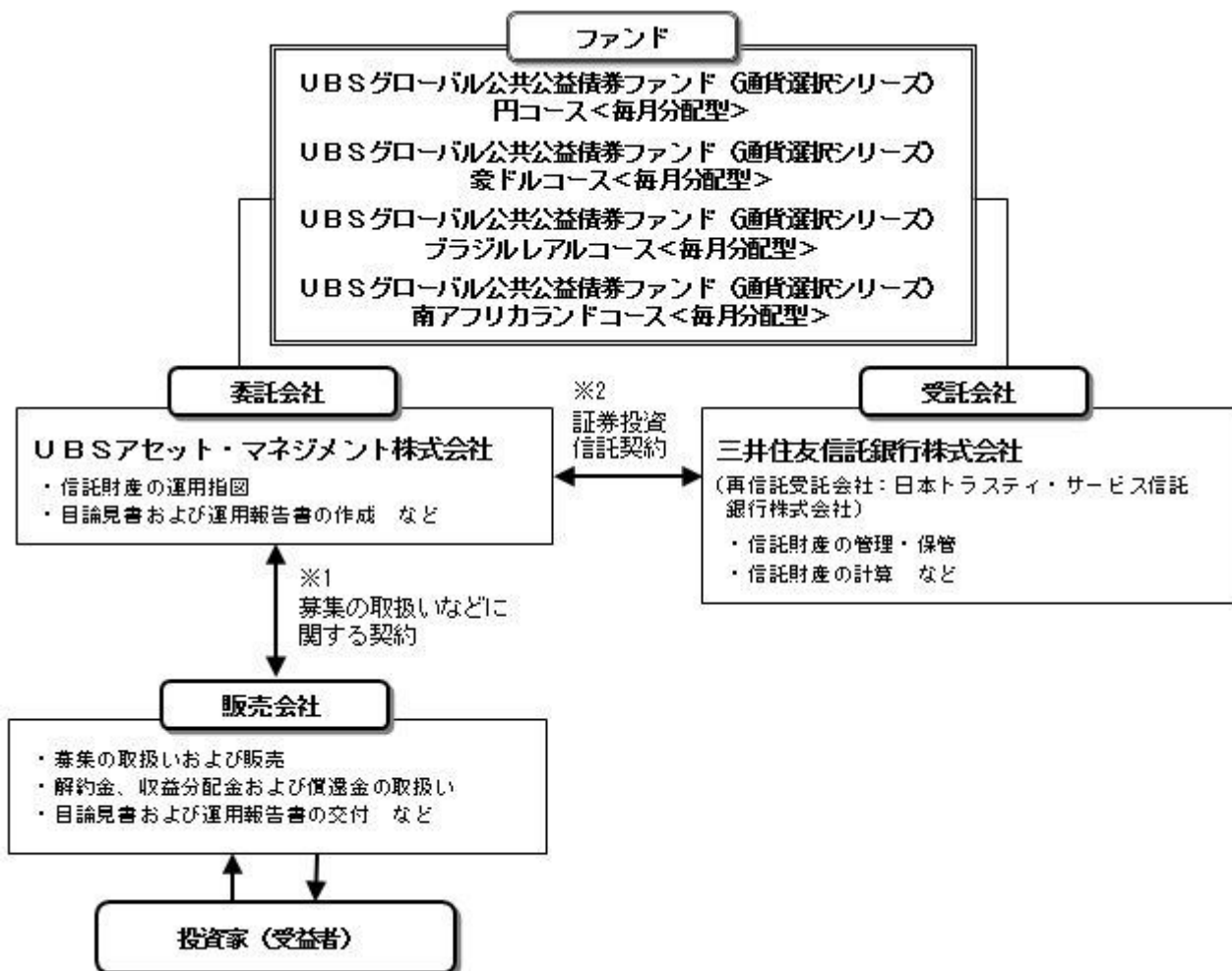
2009年12月 1日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース<毎月分配型> >
- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース<毎月分配型> >
- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース<毎月分配型> >
- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース<毎月分配型> >



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

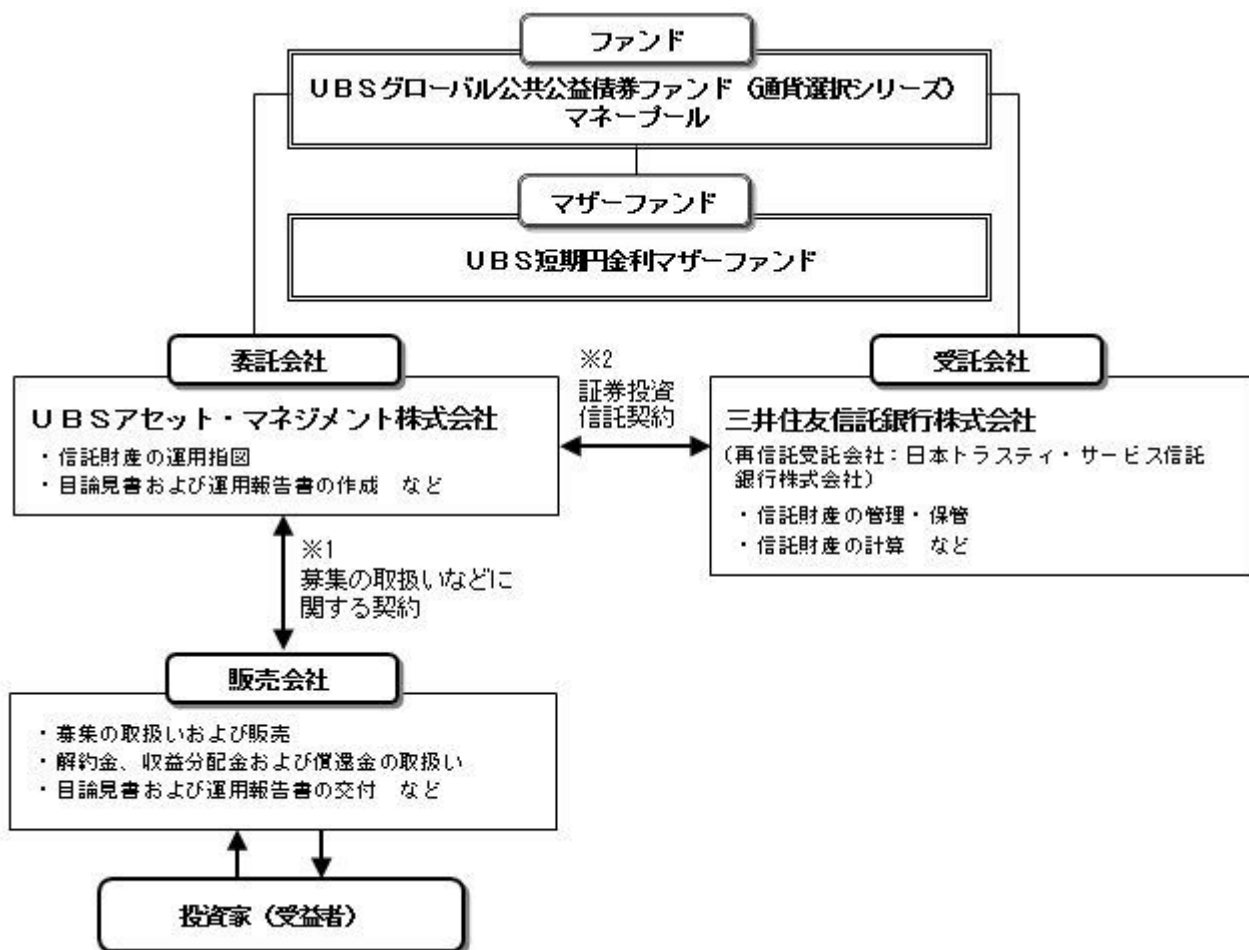
ファンド・オブ・ファンズの仕組み

各ファンドは「グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(*2)」および「UBS短期円金利マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の投資信託(ファンド)に投資し、運用を行う投資信託(ファンド)です。



< UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネーボール >



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（2019年2月末現在）

- 1) 資本金
2,200百万円

2) 沿革

- 1996年4月1日 : ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
 1998年4月28日 : ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
 2000年7月1日 : ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、
 ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2002年4月8日 : ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2015年12月1日 : UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
UBSアセット・マネジメント・エ イ・ジー	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- < UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース＜毎月分配型＞ >
 < UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース＜毎月分配型＞ >
 < UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース＜毎月分配型＞ >
 < UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース＜毎月分配型＞ >

指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共公益関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。

指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付がBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。

指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託とUBS短期円金利マザーファンドとの投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。

指定外国投資信託は、BB格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

- < UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール >

UBS短期円金利マザーファンド受益証券を通じて、信用度の高い短期公社債等に投資を行い、利息等収益の確保を図ります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

- < UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース＜毎月分配型＞ >
 < UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース＜毎月分配型＞ >
 < UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース＜毎月分配型＞ >
 < UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース＜毎月分配型＞ >

グローバル・コンサパティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（注）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびUBS短期円金利マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびにコール等の短期金融商品等に直接投資する場合があります。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託

及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)および特定資産以外の資産とします。(本邦通貨表示のものに限ります。)

1) 特定資産

イ) 有価証券

ロ) 約束手形(金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。)

ハ) 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・コンサパティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(注)受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1) 短期社債等

2) コマーシャル・ペーパー

3) 外国または外国のもの発行する証券または証書で、1)～2)の証券または証書の性質を有するもの

4) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

5) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

資金の借入を行うことができます。

上記(注)については、下の表より該当項目をそれぞれあてはめてご覧ください。

円コース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース	南アフリカランドコース
JPY Class	AUD Class	BRL Class	ZAR Class

投資対象とする投資信託証券の概要

投資信託証券の名称	グローバル・コンサパティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(JPY Class) / (AUD Class) / (BRL Class) / (ZAR Class)
運用の基本方針	原則として、信用力の高い、世界の公共公益関連企業が発行する債券を中心に投資を行い、証券投資運用においては、当該企業セクターに対応するブルームバーグ・パークレイズ・グローバル総合社債インデックス(円ヘッジ、円ベース)(*)をベンチマークとします。JPY Classでは、投資対象資産が実質的に円建てとなるよう対円で為替取引を行い、対円での為替変動リスクの低減を図ります。また、AUD Class、BRL Class、ZAR Classでは、投資対象資産が実質的に各通貨クラスの通貨建てとなるよう為替取引を行うことにより、各通貨クラスの通貨と投資対象資産に係る通貨との間の短期金利の差と為替変動を収益機会とすることを目指します。

主な投資対象	原則として、信用力の高い、世界の公共公益関連企業が発行する債券を主要な投資対象とします。ただし、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
管理報酬等	申込手数料：なし 解約手数料：なし 管理報酬等：年率0.70%以内 その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等はファンドの負担となります。
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド

*ブルームバーグ・パークレイズ・グローバル総合社債インデックスは、ブルームバーグが公表する世界の社債券市場の推移を表わす指数です。

< UBS 短期円金利マザーファンド >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	わが国のCP（コマーシャル・ペーパー）、政府短期証券、コール等の短期金融商品および内外の円建ての公社債に投資を行うことにより、代表的銀行の3ヵ月大口預金金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
投資方針	<p>わが国のCP（コマーシャル・ペーパー）、政府短期証券、コール市場等の短期金融商品および内外の円建ての公社債を主要投資対象とし、代表的銀行の3ヵ月大口預金金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>わが国の短期金融商品については、原則として、購入時においてS&P、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所のうち1社以上の格付機関より、A-1/P-1/a-1/J-1以上の短期格付けが付与されたものに投資を行います。また、公社債については原則として、購入時においてS&P、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所のうち1社以上の格付機関より、A3/A-以上の長期格付けが付与されたものに投資を行います。</p> <p>政府短期証券（FB）3ヵ月の金利を目安に運用を行います。</p> <p>ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として一定の範囲内（原則として0～1.0年の範囲）で変動させます。</p> <p>個別銘柄選択効果により、リスクの分散と超過収益の安定化を目指します。</p> <p>信託財産のリスク軽減のため、デリバティブ取引を行うことがあります。</p> <p>資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。</p> <p>運用指標として、日本相互証券発表の政府短期証券（FB）3ヵ月の金利水準を参照しておりますが、市場環境によっては予告なく変更されることがあります。</p>
主な投資制限	株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。 外貨建資産への投資は行いません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。

信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

< UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール >

UBS 短期円金利マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債等を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

1) 特定資産

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

1. 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
2. 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
3. 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
4. 外国金融商品市場において行う取引であって、1. から3. までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
5. 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
6. 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
7. 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
8. 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第3号二及び第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
9. 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利
10. 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（1. から8. までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

二) 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてUBSアセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたUBS短期円金利マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。ただし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを

指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
 - 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～11)の証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものおよび14)に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13)および14)の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の空売りの指図、有価証券の借入れ、資金の借入を行うことができます。

< UBS短期円金利マザーファンド >

わが国のCP(コマーシャル・ペーパー)、政府短期証券、コール等の短期金融商品および内外の円建ての公社債に投資を行うことにより、代表的銀行の3ヵ月大口預金金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)および特定資産以外の資産とします。

1) 特定資産

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。)に係る権利のうち、次に掲げる権利

1. 有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)に係る権利
2. 有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)に係る権利
3. 有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)に係る権利
4. 外国金融商品市場において行う取引であって、1.から3.までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
5. 有価証券先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。)に係る権利
6. 有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。)に係る権利
7. 有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。)に係る権利
8. 有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第3号二及び第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。)に係る権利
9. 金融先物取引(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法第66号)第1条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和63年法第77号)第2条第1項に規定するものをいいます。)に係る権利
10. 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。)に係る権利(1.から8.までに掲げるものに該当するものを除きます。)

ハ) 約束手形(金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。)

ニ) 金銭債権

2) 特定資産以外の資産

イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。ただし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券

- 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
 - 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～11)の証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものおよび14)に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13)および14)の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の空売りの指図、有価証券の借入れを行うことができます。

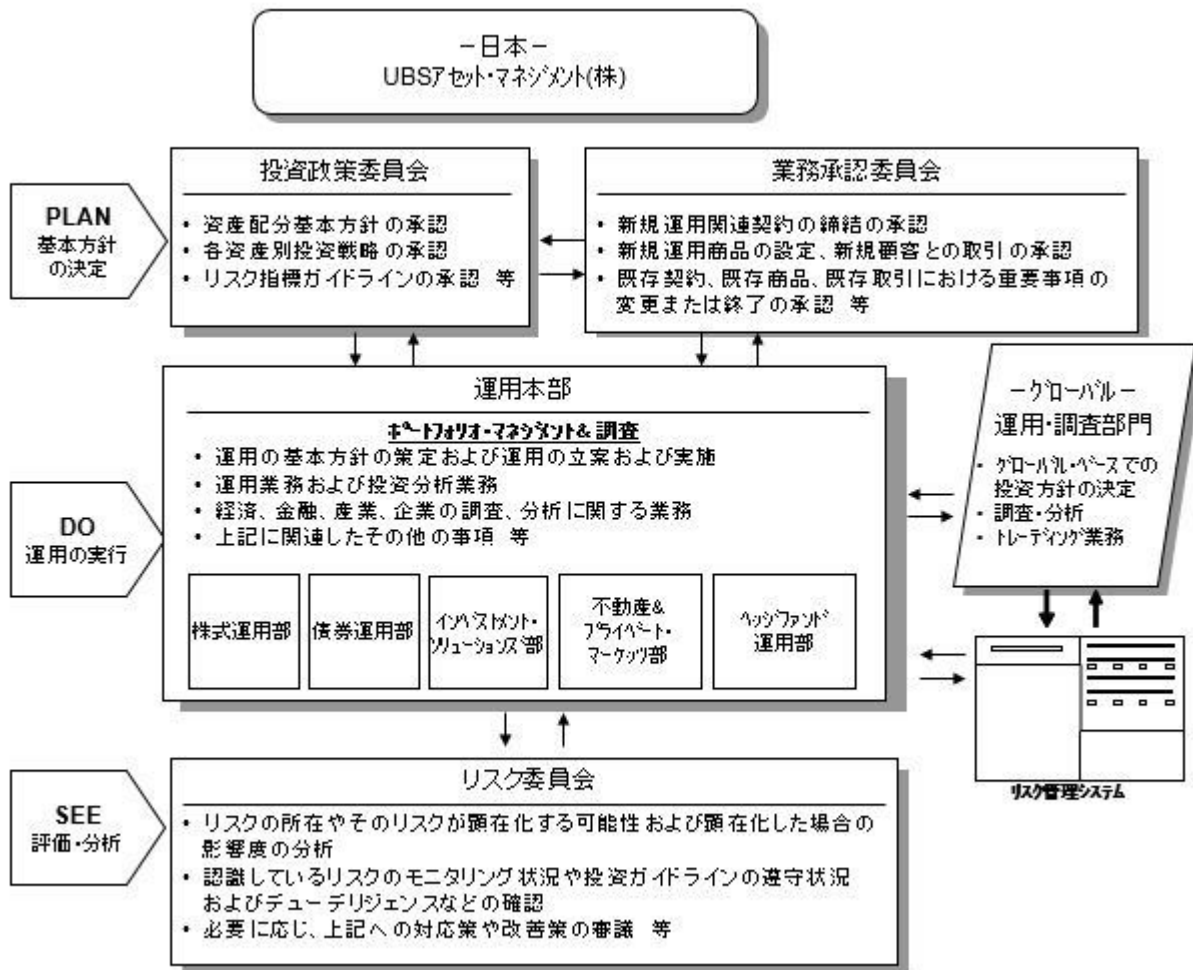
投資対象とするマザーファンドの概要

< UBS 短期円金利マザーファンド >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	わが国のCP（コマーシャル・ペーパー）、政府短期証券、コール等の短期金融商品および内外の円建ての公社債に投資を行うことにより、代表的銀行の3ヵ月大口預金金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
投資方針	<p>わが国のCP（コマーシャル・ペーパー）、政府短期証券、コール市場等の短期金融商品および内外の円建ての公社債を主要投資対象とし、代表的銀行の3ヵ月大口預金金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>わが国の短期金融商品については、原則として、購入時においてS&P、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所のうち1社以上の格付機関より、A-1/P-1/a-1/J-1以上の短期格付けが付与されたものに投資を行います。また、公社債については原則として、購入時においてS&P、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所のうち1社以上の格付機関より、A3/A-以上の長期格付けが付与されたものに投資を行います。</p> <p>政府短期証券（FB）3ヵ月の金利を目安に運用を行います。</p> <p>ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として一定の範囲内（原則として0～1.0年の範囲）で変動させます。</p> <p>個別銘柄選択効果により、リスクの分散と超過収益の安定化を目指します。</p> <p>信託財産のリスク軽減のため、デリバティブ取引を行うことがあります。資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。</p> <p>運用指標として、日本相互証券発表の政府短期証券（FB）3ヵ月の金利水準を参照しておりますが、市場環境によっては予告なく変更されることがあります。</p>
主な投資制限	株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。 外貨建資産への投資は行いません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



< 運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理 >

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

< 内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織 >

投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレ

ビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、審議案件に關与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、営業推進本部長、運用本部長、管理本部長、クライアント・サービス部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、企画管理部長、経理部長等、またはその代理の12名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、営業推進本部長、運用本部長、管理本部長、クライアント・サービス部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、企画管理部長、テクノロジー部長の14名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

上記の運用体制は、2019年2月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

<UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース<毎月分配型>>

<UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース<毎月分配型>>

<UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース<毎月分配型>>

<UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース<毎月分配型>>

毎決算時（毎月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 原則として継続的な分配を行うことを目指します。収益分配金額は、上記1)の範囲内で、委託会社が継続した分配を行うための分配金原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- 3) 収益の分配にあてなかつた利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール>

毎決算時（毎年2月25日および8月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の、繰越分を含めた利子、配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下、「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。以下同じ。）および売買益（評価損益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。以下同じ。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断で、収益分配を行わない場合があります。
- 3) 収益の分配にあてなかつた利益の運用については特に制限を定めず、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行ないます。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

各コースの詳細については、「第 2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等（2）コースの選択」をご参照下さい。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

- < UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース < 毎月分配型 > >
- < UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース < 毎月分配型 > >
- < UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース < 毎月分配型 > >
- < UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース < 毎月分配型 > >

- 1) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 4) デリバティブの直接利用は行いません。
- 5) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 6) 資金の借入

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% の範囲内とします。

ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

- < UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール >

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20% 以内とします。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。
- 4) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。
- 5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。
- 6) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の

5%以内とします。

- 7) 国債、政府機関債またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として同一発行体の発行する有価証券の保有は実質10%以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期、ならびに大量解約の場合等は除くものとします。
- 8) 外貨建資産への投資は行いません。
- 9) デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- 10) 投資する株式等の範囲
- イ) 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
 - ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 11) 先物取引等の運用指図
- イ) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)
 - ロ) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 12) スワップ取引の運用指図
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ニおよび第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 13) 金利先渡取引の運用指図
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - ホ) 13)において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

14) 有価証券の貸付の指図および範囲

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

ロ) イ) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

15) 有価証券の空売りの指図範囲

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または約款第26条の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ) の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

16) 有価証券の借入れ

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うことができます。

ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ) の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

17) デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

18) 資金の借入

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< UBS 短期円金利マザーファンド >

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 3) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 4) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 6) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 7) 国債、政府機関債またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として同一発行体の発行する有価証券の保有は10%以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期、ならびに大量解約の場合等は除くものとします。
- 8) 外貨建資産への投資は行いません。
- 9) デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- 10) 投資する株式等の範囲
 - イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 11) 先物取引等の運用指図
 - イ) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)
 - ロ) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 12) スワップ取引の運用指図
 - イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 13) 金利先渡取引の運用指図
 - イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- 八) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 二) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ホ) 13) において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 14) 有価証券の貸付の指図および範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ロ) イ) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 15) 有価証券の空売りの指図範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または約款第24条の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ) の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 16) 有価証券の借入れ
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うことができます。
- ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) イ) の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 17) デリバティブ取引等に係る投資制限
- デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 法令による投資制限
- 1) 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。
 - 2) デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。

3) 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法に反することとなる内容とした運用を行いません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

<UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)円コース<毎月分配型>>

<UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)豪ドルコース<毎月分配型>>

<UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)ブラジルリアルコース<毎月分配型>>

<UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)南アフリカランドコース<毎月分配型>>

投資信託証券への投資を通じて、世界の「公共公益」関連企業が発行する債券に投資を行いますので、組入債券の価格の下落や組入債券の発行体の財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、円コース以外の各ファンドでは、外貨建資産について実質的に各通貨コースの通貨建てとなるように為替取引を行いますので、当該各通貨コースの通貨と円との間の為替変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

各ファンドにかかる主なリスクは次のとおりです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

公社債に関する価格変動リスク

当ファンドは公社債への投資を行います。公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、公社債の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

1) 金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向があり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。

2) 信用リスク

公社債の価格は発行体の信用力の変化によっても変動します。公社債の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行(デフォルト、元利金の支払いが期日に行われないこと)が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、公社債の価格は大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け、大きく下落することがあります。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

為替変動リスク

<UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)円コース<毎月分配型>>

投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的に円建てとなるように対円での為替ヘッジを行い、対円での為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リ

スクを排除することはできませんので、基準価額は円と投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

< UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース<毎月分配型> >

投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的に豪ドル建てとなるように豪ドルでの為替取引を行いますので、円貨ベースでの資産価値は豪ドルの為替変動の影響を大きく受けます。したがって、為替の変動に伴って、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、完全に投資対象資産に係る通貨の影響を排除することはできませんので、投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。豪ドルの金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合は、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

< UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース<毎月分配型> >

投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的にブラジルリアル建てとなるようにブラジルリアルでの為替取引を行いますので、円貨ベースでの資産価値はブラジルリアルの為替変動の影響を大きく受けます。したがって、為替の変動に伴って、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、完全に投資対象資産に係る通貨の影響を排除することはできませんので、投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。ブラジルリアルの金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合は、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

< UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース<毎月分配型> >

投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的に南アフリカランド建てとなるように南アフリカランドでの為替取引を行いますので、円貨ベースでの資産価値は南アフリカランドの為替変動の影響を大きく受けます。したがって、為替の変動に伴って、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、完全に投資対象資産に係る通貨の影響を排除することはできませんので、投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。南アフリカランドの金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合は、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

為替取引プレミアム（金利差相当分の収益）に係るリスクおよび留意点

円コースを除く各通貨コースでは、投資対象資産に係る通貨と各通貨コースの通貨（為替取引対象通貨）との間の短期金利の差（為替取引プレミアム）を収益機会とする一方、選択された通貨コースの通貨と円との間の為替変動の影響を大きく受けます。したがって、選択された通貨コースの通貨に対して円が上昇（円高）した場合には、基準価額は下落し、損失を被る可能性があります。

< UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネーボール >

主に円建ての短期公社債に投資を行いますので、組入短期公社債の価格変動の影響を受けます。

投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次のとおりです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。

信用リスク

ファンド資産を公社債およびコール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、取引相手方による債務不履行により損失が発生する可能性があります。

その他のリスク・留意点

買付および換金申込に係る制限

- ・買付または換金の申込日が、海外市場の休業日と同日の場合には、当該買付または換金のお申込は受け付けません。（「UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール」の換金を除く）
海外市場の休業日：
ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日をいいます。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付および換金のお申込の受付を中止することおよび既に受付けた当該各お申込を取り消すことがあります。
- ・投資対象国の有価証券市場等の流動性等を勘案し、買付の受付を制限する場合があります。
クーリング・オフ
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
分配金に関する留意点
- ・分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。
- ・外国投資信託の投資対象資産について為替取引を行う際、一部の新興国においては通貨の受渡に制約があるため、NDF（ノン・デリバラブル・フォワード）を用いる場合があります。NDFの取引価格の値動きと実際の為替市場の値動きは、需給動向や規制等の影響により、大きく乖離する場合があります。その結果、投資成果は、実際の為替市場や金利市場の動向から理論上期待される水準と大きく乖離する場合があります。また、市場規模の縮小や当局の規制等によりNDFが利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。
NDFとは、新興国の通貨を売買する際に利用される直物為替先渡取引の一種で、主に金融機関と相対で取引されます。NDFにおいては当該国通貨の受渡が発生せず、主に米ドルなど主要通貨で差金決済されます。

投資信託に関する一般的リスク

- ・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入る有価証券を直前の市場実勢から乖離した価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額は下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

- ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（販売会社は販売の窓口となります）。
- ・投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

(2) リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

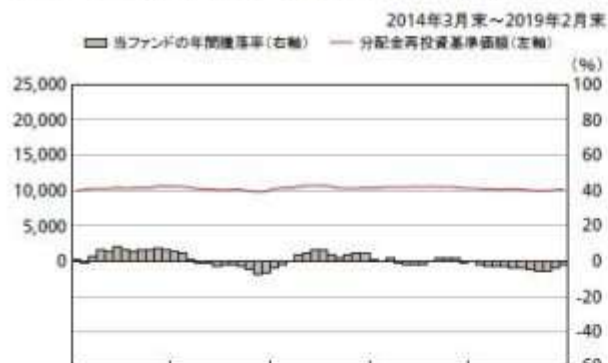
取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。

また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

上記体制は2019年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

〔円コース〈毎月分配型〉〕

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



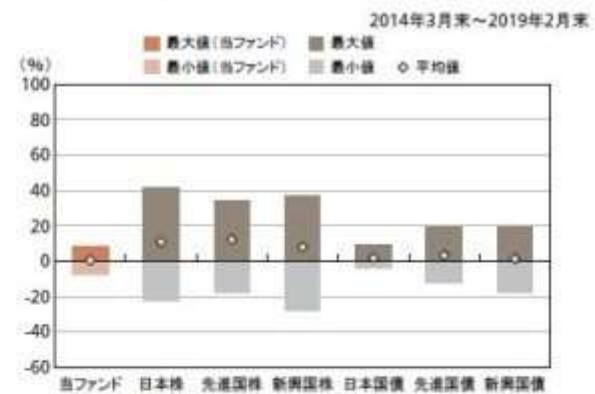
2014年3月 2015年2月 2016年2月 2017年2月 2018年2月 2019年2月

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年3月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2014年3月から2019年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	8.0	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△7.4	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	0.7	10.9	12.3	8.1	2.0	3.4	1.5

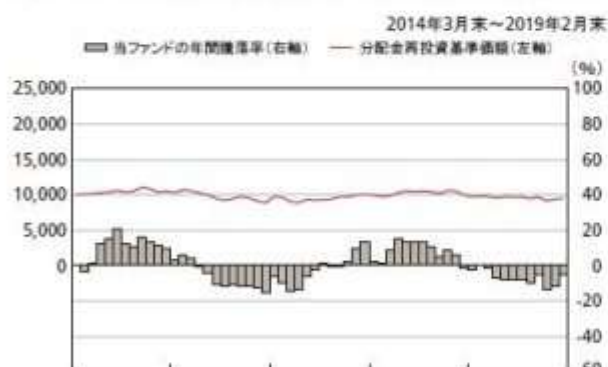
* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2014年3月から2019年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

〔豪ドルコース〈毎月分配型〉〕

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

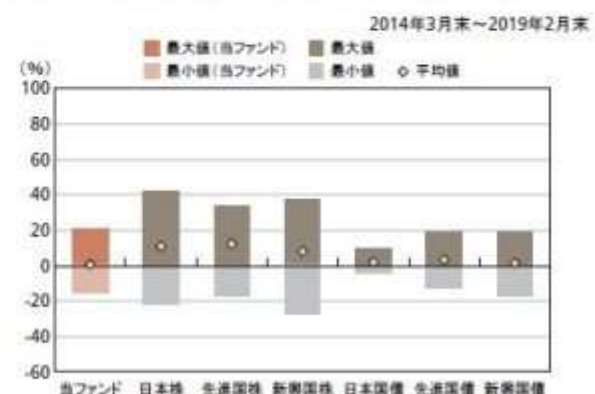


2014年3月 2015年2月 2016年2月 2017年2月 2018年2月 2019年2月

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年3月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2014年3月から2019年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	20.5	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△15.5	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	0.6	10.9	12.3	8.1	2.0	3.4	1.5

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2014年3月から2019年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[ブラジルリアルコース(毎月分配型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



2014年3月 2015年2月 2016年2月 2017年2月 2018年2月 2019年2月

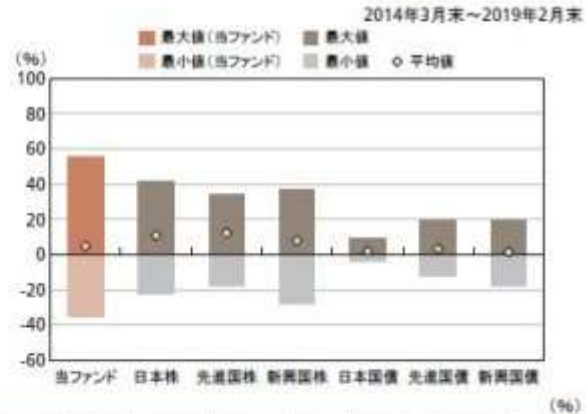
□ 当ファンドの年間騰落率(右軸) — 分配金再投資基準価額(左軸) (%)

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年3月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2014年3月から2019年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	55.9	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△ 35.2	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	4.9	10.9	12.3	8.1	2.0	3.4	1.5

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2014年3月から2019年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

[南アフリカランドコース(毎月分配型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



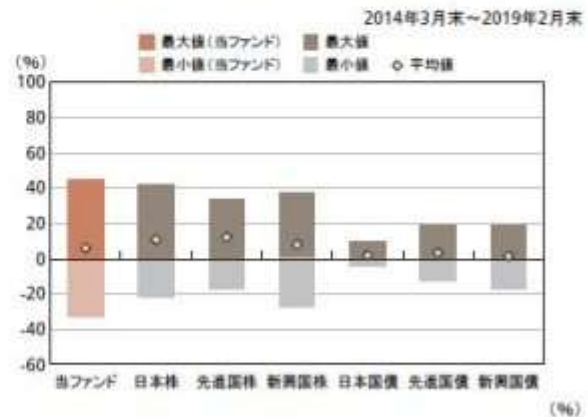
2014年3月 2015年2月 2016年2月 2017年2月 2018年2月 2019年2月

□ 当ファンドの年間騰落率(右軸) — 分配金再投資基準価額(左軸) (%)

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年3月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2014年3月から2019年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	44.3	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△ 32.7	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	6.1	10.9	12.3	8.1	2.0	3.4	1.5

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2014年3月から2019年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

【マネーボール】

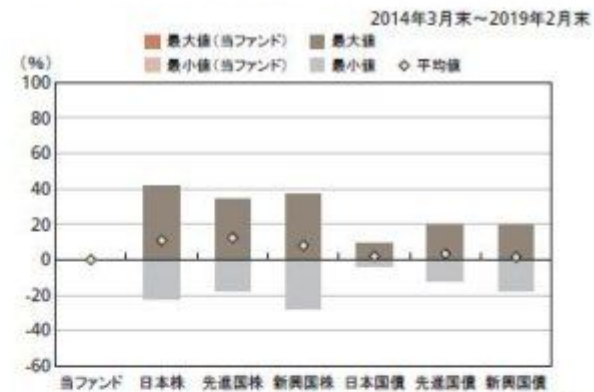
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年3月末を10,000として指数化しております。

※年間騰落率は、2014年3月から2019年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	0.0	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△ 0.1	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	△ 0.0	10.9	12.3	8.1	2.0	3.4	1.5

※上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2014年3月から2019年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

- ・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社東京証券取引所に帰属します。
- ・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- ・NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料(スイッチングの際の申込手数料を含みます。)につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- < U B S グローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)円コース<毎月分配型>>
- < U B S グローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)豪ドルコース<毎月分配型>>
- < U B S グローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)ブラジルリアルコース<毎月分配型>>
- < U B S グローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)南アフリカランドコース<毎月分配型>>

- ・販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜3.00%）が上限となっております。（スイッチングの場合の申込手数料率は1.62%（税抜1.50%）が上限となっております。）

<UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール>

- ・ありません。

「UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール」の申込みは、他のファンドからのスイッチングの場合に限ります。

- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・<分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。

（2）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

<各ファンド（マネープールを除く）>

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

<マネープール>

ありません。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

（3）【信託報酬等】

<UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース<毎月分配型>>

<UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース<毎月分配型>>

<UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース<毎月分配型>>

<UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース<毎月分配型>>

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.9504%（税抜0.88%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.88%	0.34%	0.50%	0.04%

役務の内容

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

なお、各ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等が各ファンドの純資産総額に対して年率0.70%程度（委託会社が試算した概算値）がかかります。

したがって、各ファンドの信託報酬に加えた基本となる報酬率は、実質的には各ファンドの純資産総額に対して年率1.6504%程度となります。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

< UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール >

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.5940%（税抜0.55%）を上限とする率を乗じて得た額とします。

なお、信託報酬は、別途規定する無担保コール翌日物の金利（以下「コールレート」といいます。）水準により年率を決定します。コールレート水準は、毎月一定期間の平均値を測定し、翌月の信託報酬として適用します。

コールレート水準	0.20%未満の場合	0.20%以上 0.40%未満の場合	0.40%以上 0.65%未満の場合	0.65%以上の場合
信託報酬の総額	0.081%以内 (税抜0.075%以内)	0.1674% (税抜0.155%)	0.3348% (税抜0.310%)	0.594% (税抜0.550%)

信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

コールレート水準	信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.20%未満の場合	0.075%以内	0.030%以内	0.030%以内	0.015%以内
0.20%以上0.40%未満の場合	0.155%	0.070%	0.070%	0.015%
0.40%以上0.65%未満の場合	0.310%	0.140%	0.140%	0.030%
0.65%以上の場合	0.550%	0.250%	0.250%	0.050%

役務の内容

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

2019年2月末現在の「UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール」の信託報酬は年0.081%（税抜0.075%）以内の率を乗じて得た額となっております。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税および信託事務の諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

売買委託手数料

組入る有価証券の売買時の売買委託手数料等および先物・オプション取引に要する費用等は受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

監査費用

信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産

中から支弁することができます。

その他の費用

以下の諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 投資信託説明書（目論見書）の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記 および の1. から6. の費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%（「マネープール」については年率0.05%）を上限とする額を、かかる費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記 および の1. から6. の費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

上記 から の費用のうち、主要なものを対価とする役務の内容は以下のとおりです。

1. 監査費用：監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
2. 印刷費用等：法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET含む）等
3. 売買委託手数料：有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
4. 保管費用：海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用

上記 および の費用は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

なお、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額については、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*}解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

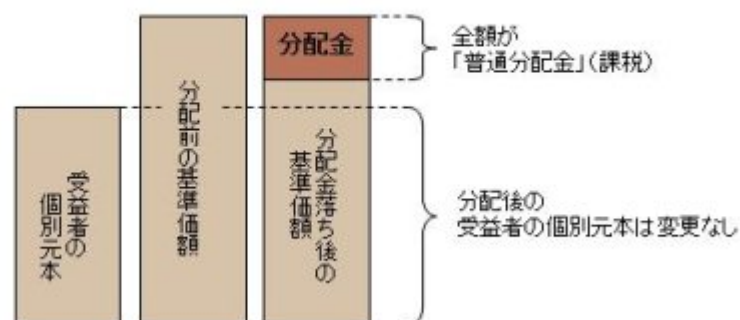
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。

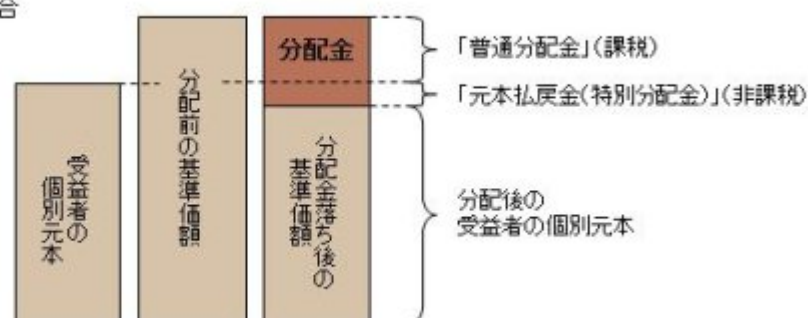
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は2019年2月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更

になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)円コース<毎月分配型>】

以下の運用状況は2019年 2月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	1,121,216,376	99.44
親投資信託受益証券	日本	312,489	0.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		6,009,046	0.53
合計(純資産総額)		1,127,537,911	100.00

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(JPY Class)	111,464	10,069	1,122,331,016	10,059	1,121,216,376	99.44
日本	親投資信託受益証券	UBS短期円金利マザーファンド	312,084	1.0013	312,489	1.0013	312,489	0.03

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.44
親投資信託受益証券	0.03
合計	99.47

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 (2010年 2月25日)	421	422	0.9906	0.9921
第2特定期間末 (2010年 8月25日)	1,794	1,798	1.0348	1.0368
第3特定期間末 (2011年 2月25日)	2,682	2,689	0.9909	0.9934
第4特定期間末 (2011年 8月25日)	3,938	3,948	1.0067	1.0092
第5特定期間末 (2012年 2月27日)	4,081	4,091	1.0342	1.0367
第6特定期間末 (2012年 8月27日)	6,412	6,427	1.0487	1.0512
第7特定期間末 (2013年 2月25日)	10,010	10,034	1.0343	1.0368
第8特定期間末 (2013年 8月26日)	9,636	9,661	0.9875	0.9900
第9特定期間末 (2014年 2月25日)	8,517	8,538	1.0066	1.0091
第10特定期間末 (2014年 8月25日)	6,859	6,876	1.0339	1.0364
第11特定期間末 (2015年 2月25日)	2,844	2,855	1.0434	1.0474
第12特定期間末 (2015年 8月25日)	2,849	2,861	0.9793	0.9833
第13特定期間末 (2016年 2月25日)	2,678	2,690	0.9256	0.9296
第14特定期間末 (2016年 8月25日)	2,509	2,519	0.9818	0.9858
第15特定期間末 (2017年 2月27日)	2,064	2,068	0.9331	0.9351
第16特定期間末 (2017年 8月25日)	1,870	1,874	0.9315	0.9335
第17特定期間末 (2018年 2月26日)	1,465	1,466	0.9076	0.9086
第18特定期間末 (2018年 8月27日)	1,228	1,230	0.8914	0.8924
第19特定期間末 (2019年 2月25日)	1,128	1,128	0.8842	0.8847
2018年 2月末日	1,464		0.9067	
3月末日	1,305		0.9059	
4月末日	1,269		0.8966	
5月末日	1,257		0.8949	
6月末日	1,246		0.8877	
7月末日	1,240		0.8890	
8月末日	1,225		0.8892	
9月末日	1,201		0.8847	
10月末日	1,179		0.8757	
11月末日	1,155		0.8663	
12月末日	1,140		0.8690	
2019年 1月末日	1,151		0.8780	
2月末日	1,127		0.8832	

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2009年12月 1日～2010年 2月25日	0.0030
第2特定期間	2010年 2月26日～2010年 8月25日	0.0100
第3特定期間	2010年 8月26日～2011年 2月25日	0.0145
第4特定期間	2011年 2月26日～2011年 8月25日	0.0150
第5特定期間	2011年 8月26日～2012年 2月27日	0.0150
第6特定期間	2012年 2月28日～2012年 8月27日	0.0150
第7特定期間	2012年 8月28日～2013年 2月25日	0.0150
第8特定期間	2013年 2月26日～2013年 8月26日	0.0150
第9特定期間	2013年 8月27日～2014年 2月25日	0.0150
第10特定期間	2014年 2月26日～2014年 8月25日	0.0150
第11特定期間	2014年 8月26日～2015年 2月25日	0.0165
第12特定期間	2015年 2月26日～2015年 8月25日	0.0240
第13特定期間	2015年 8月26日～2016年 2月25日	0.0240
第14特定期間	2016年 2月26日～2016年 8月25日	0.0240
第15特定期間	2016年 8月26日～2017年 2月27日	0.0180
第16特定期間	2017年 2月28日～2017年 8月25日	0.0120
第17特定期間	2017年 8月26日～2018年 2月26日	0.0070
第18特定期間	2018年 2月27日～2018年 8月27日	0.0060
第19特定期間	2018年 8月28日～2019年 2月25日	0.0035

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2009年12月 1日～2010年 2月25日	0.6
第2特定期間	2010年 2月26日～2010年 8月25日	5.5
第3特定期間	2010年 8月26日～2011年 2月25日	2.8
第4特定期間	2011年 2月26日～2011年 8月25日	3.1
第5特定期間	2011年 8月26日～2012年 2月27日	4.2
第6特定期間	2012年 2月28日～2012年 8月27日	2.9
第7特定期間	2012年 8月28日～2013年 2月25日	0.1
第8特定期間	2013年 2月26日～2013年 8月26日	3.1
第9特定期間	2013年 8月27日～2014年 2月25日	3.5
第10特定期間	2014年 2月26日～2014年 8月25日	4.2
第11特定期間	2014年 8月26日～2015年 2月25日	2.5
第12特定期間	2015年 2月26日～2015年 8月25日	3.8
第13特定期間	2015年 8月26日～2016年 2月25日	3.0
第14特定期間	2016年 2月26日～2016年 8月25日	8.7

第15特定期間	2016年 8月26日～2017年 2月27日	3.1
第16特定期間	2017年 2月28日～2017年 8月25日	1.1
第17特定期間	2017年 8月26日～2018年 2月26日	1.8
第18特定期間	2018年 2月27日～2018年 8月27日	1.1
第19特定期間	2018年 8月28日～2019年 2月25日	0.4

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1特定期間	2009年12月 1日～2010年 2月25日	425,670,864	
第2特定期間	2010年 2月26日～2010年 8月25日	1,325,194,776	16,317,734
第3特定期間	2010年 8月26日～2011年 2月25日	1,458,876,395	486,091,631
第4特定期間	2011年 2月26日～2011年 8月25日	1,496,451,100	291,160,152
第5特定期間	2011年 8月26日～2012年 2月27日	1,295,043,480	1,260,984,501
第6特定期間	2012年 2月28日～2012年 8月27日	2,911,302,639	742,807,710
第7特定期間	2012年 8月28日～2013年 2月25日	5,394,269,649	1,830,873,942
第8特定期間	2013年 2月26日～2013年 8月26日	2,252,864,381	2,172,386,011
第9特定期間	2013年 8月27日～2014年 2月25日	233,065,842	1,530,780,399
第10特定期間	2014年 2月26日～2014年 8月25日	502,913,909	2,329,182,656
第11特定期間	2014年 8月26日～2015年 2月25日	371,720,045	4,280,098,130
第12特定期間	2015年 2月26日～2015年 8月25日	653,202,832	469,759,809
第13特定期間	2015年 8月26日～2016年 2月25日	562,218,184	578,661,210
第14特定期間	2016年 2月26日～2016年 8月25日	354,424,093	692,180,217
第15特定期間	2016年 8月26日～2017年 2月27日	583,230,756	927,049,376
第16特定期間	2017年 2月28日～2017年 8月25日	26,414,708	230,867,206
第17特定期間	2017年 8月26日～2018年 2月26日	179,559,953	572,948,223
第18特定期間	2018年 2月27日～2018年 8月27日	6,223,527	241,945,436
第19特定期間	2018年 8月28日～2019年 2月25日	4,085,589	106,504,229

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース＜毎月分配型＞】

以下の運用状況は2019年 2月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	389,117,115	99.49
親投資信託受益証券	日本	54,778	0.01

現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,944,895	0.50
合計(純資産総額)		391,116,788	100.00

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・コンサパティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (AUD Class)	37,665	10,316	388,552,140	10,331	389,117,115	99.49
日本	親投資信託受益証券	U B S 短期円金利マザーファンド	54,707	1.0013	54,778	1.0013	54,778	0.01

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.49
親投資信託受益証券	0.01
合計	99.50

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 (2010年 2月25日)	632	635	0.9945	0.9990
第2特定期間末 (2010年 8月25日)	649	652	0.9670	0.9715
第3特定期間末 (2011年 2月25日)	702	707	1.0250	1.0320
第4特定期間末 (2011年 8月25日)	881	887	1.0143	1.0213

第5特定期間末	(2012年 2月27日)	966	972	1.1101	1.1171
第6特定期間末	(2012年 8月27日)	1,049	1,056	1.0605	1.0675
第7特定期間末	(2013年 2月25日)	917	922	1.2239	1.2309
第8特定期間末	(2013年 8月26日)	517	521	1.0814	1.0884
第9特定期間末	(2014年 2月25日)	433	435	1.1282	1.1352
第10特定期間末	(2014年 8月25日)	447	450	1.1931	1.2001
第11特定期間末	(2015年 2月25日)	501	507	1.1404	1.1524
第12特定期間末	(2015年 8月25日)	407	412	0.9585	0.9705
第13特定期間末	(2016年 2月25日)	305	310	0.8149	0.8269
第14特定期間末	(2016年 8月25日)	618	627	0.7883	0.8003
第15特定期間末	(2017年 2月27日)	1,056	1,067	0.8139	0.8229
第16特定期間末	(2017年 8月25日)	985	996	0.7770	0.7860
第17特定期間末	(2018年 2月26日)	768	774	0.7080	0.7140
第18特定期間末	(2018年 8月27日)	468	470	0.6693	0.6723
第19特定期間末	(2019年 2月25日)	391	393	0.6365	0.6395
	2018年 2月末日	773		0.7122	
	3月末日	748		0.6874	
	4月末日	752		0.6855	
	5月末日	725		0.6806	
	6月末日	496		0.6652	
	7月末日	480		0.6744	
	8月末日	465		0.6647	
	9月末日	422		0.6655	
	10月末日	408		0.6452	
	11月末日	410		0.6584	
	12月末日	380		0.6192	
	2019年 1月末日	388		0.6321	
	2月末日	391		0.6373	

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2009年12月 1日～2010年 2月25日	0.0090
第2特定期間	2010年 2月26日～2010年 8月25日	0.0270
第3特定期間	2010年 8月26日～2011年 2月25日	0.0395
第4特定期間	2011年 2月26日～2011年 8月25日	0.0420
第5特定期間	2011年 8月26日～2012年 2月27日	0.0420
第6特定期間	2012年 2月28日～2012年 8月27日	0.0420
第7特定期間	2012年 8月28日～2013年 2月25日	0.0420
第8特定期間	2013年 2月26日～2013年 8月26日	0.0420

第9特定期間	2013年 8月27日～2014年 2月25日	0.0420
第10特定期間	2014年 2月26日～2014年 8月25日	0.0420
第11特定期間	2014年 8月26日～2015年 2月25日	0.0470
第12特定期間	2015年 2月26日～2015年 8月25日	0.0720
第13特定期間	2015年 8月26日～2016年 2月25日	0.0720
第14特定期間	2016年 2月26日～2016年 8月25日	0.0720
第15特定期間	2016年 8月26日～2017年 2月27日	0.0540
第16特定期間	2017年 2月28日～2017年 8月25日	0.0540
第17特定期間	2017年 8月26日～2018年 2月26日	0.0390
第18特定期間	2018年 2月27日～2018年 8月27日	0.0240
第19特定期間	2018年 8月28日～2019年 2月25日	0.0180

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2009年12月 1日～2010年 2月25日	0.4
第2特定期間	2010年 2月26日～2010年 8月25日	0.1
第3特定期間	2010年 8月26日～2011年 2月25日	10.1
第4特定期間	2011年 2月26日～2011年 8月25日	3.1
第5特定期間	2011年 8月26日～2012年 2月27日	13.6
第6特定期間	2012年 2月28日～2012年 8月27日	0.7
第7特定期間	2012年 8月28日～2013年 2月25日	19.4
第8特定期間	2013年 2月26日～2013年 8月26日	8.2
第9特定期間	2013年 8月27日～2014年 2月25日	8.2
第10特定期間	2014年 2月26日～2014年 8月25日	9.5
第11特定期間	2014年 8月26日～2015年 2月25日	0.5
第12特定期間	2015年 2月26日～2015年 8月25日	9.6
第13特定期間	2015年 8月26日～2016年 2月25日	7.5
第14特定期間	2016年 2月26日～2016年 8月25日	5.6
第15特定期間	2016年 8月26日～2017年 2月27日	10.1
第16特定期間	2017年 2月28日～2017年 8月25日	2.1
第17特定期間	2017年 8月26日～2018年 2月26日	3.9
第18特定期間	2018年 2月27日～2018年 8月27日	2.1
第19特定期間	2018年 8月28日～2019年 2月25日	2.2

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
---	----	------	------

第1特定期間	2009年12月 1日～2010年 2月25日	639,703,314	3,393,117
第2特定期間	2010年 2月26日～2010年 8月25日	96,583,442	61,498,314
第3特定期間	2010年 8月26日～2011年 2月25日	125,987,658	111,730,081
第4特定期間	2011年 2月26日～2011年 8月25日	359,319,468	176,022,609
第5特定期間	2011年 8月26日～2012年 2月27日	246,765,143	245,005,959
第6特定期間	2012年 2月28日～2012年 8月27日	353,978,926	235,163,208
第7特定期間	2012年 8月28日～2013年 2月25日	270,516,006	510,737,889
第8特定期間	2013年 2月26日～2013年 8月26日	170,352,879	440,723,411
第9特定期間	2013年 8月27日～2014年 2月25日	59,784,210	154,700,220
第10特定期間	2014年 2月26日～2014年 8月25日	40,122,181	48,967,146
第11特定期間	2014年 8月26日～2015年 2月25日	130,280,399	65,307,196
第12特定期間	2015年 2月26日～2015年 8月25日	57,532,070	72,817,162
第13特定期間	2015年 8月26日～2016年 2月25日	59,774,262	109,336,398
第14特定期間	2016年 2月26日～2016年 8月25日	439,274,591	30,517,255
第15特定期間	2016年 8月26日～2017年 2月27日	626,719,581	113,128,129
第16特定期間	2017年 2月28日～2017年 8月25日	385,027,065	414,187,659
第17特定期間	2017年 8月26日～2018年 2月26日	154,120,870	337,614,519
第18特定期間	2018年 2月27日～2018年 8月27日	43,079,262	428,051,589
第19特定期間	2018年 8月28日～2019年 2月25日	8,159,788	93,397,675

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース＜毎月分配型＞】

以下の運用状況は2019年 2月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	798,858,698	99.14
親投資信託受益証券	日本	42,071	0.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		6,909,559	0.86
合計(純資産総額)		805,810,328	100.00

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
------	----	-----	----	-------------------	-------------------	------------------	------------------	-----------------

ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (BRL Class)	162,833	4,905	798,695,865	4,906	798,858,698	99.14
日本	親投資信託受益証券	U B S 短期円金利マザーファンド	42,017	1.0013	42,071	1.0013	42,071	0.01

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.14
親投資信託受益証券	0.01
合計	99.14

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 (2010年 2月25日)	3,777	3,812	0.9718	0.9808
第2特定期間末 (2010年 8月25日)	4,445	4,486	0.9725	0.9815
第3特定期間末 (2011年 2月25日)	4,475	4,518	0.9561	0.9651
第4特定期間末 (2011年 8月25日)	4,027	4,065	0.9409	0.9499
第5特定期間末 (2012年 2月27日)	3,727	3,762	0.9570	0.9660
第6特定期間末 (2012年 8月27日)	2,925	2,958	0.7970	0.8060
第7特定期間末 (2013年 2月25日)	2,779	2,806	0.9387	0.9477
第8特定期間末 (2013年 8月26日)	1,846	1,868	0.7592	0.7682
第9特定期間末 (2014年 2月25日)	1,438	1,453	0.8251	0.8341
第10特定期間末 (2014年 8月25日)	1,191	1,203	0.8910	0.9000
第11特定期間末 (2015年 2月25日)	1,046	1,057	0.8366	0.8456
第12特定期間末 (2015年 8月25日)	588	597	0.6297	0.6387
第13特定期間末 (2016年 2月25日)	385	392	0.4773	0.4863
第14特定期間末 (2016年 8月25日)	430	436	0.6028	0.6118
第15特定期間末 (2017年 2月27日)	624	632	0.6457	0.6547
第16特定期間末 (2017年 8月25日)	850	863	0.6094	0.6184

第17特定期間末	(2018年 2月26日)	1,309	1,331	0.5263	0.5353
第18特定期間末	(2018年 8月27日)	916	926	0.4102	0.4147
第19特定期間末	(2019年 2月25日)	803	809	0.4344	0.4379
	2018年 2月末日	1,319		0.5287	
	3月末日	1,307		0.5060	
	4月末日	1,264		0.4795	
	5月末日	1,137		0.4436	
	6月末日	1,027		0.4302	
	7月末日	1,014		0.4466	
	8月末日	865		0.3992	
	9月末日	890		0.4201	
	10月末日	913		0.4392	
	11月末日	819		0.4162	
	12月末日	759		0.4032	
	2019年 1月末日	793		0.4269	
	2月末日	805		0.4345	

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2009年12月 1日～2010年 2月25日	0.0180
第2特定期間	2010年 2月26日～2010年 8月25日	0.0540
第3特定期間	2010年 8月26日～2011年 2月25日	0.0540
第4特定期間	2011年 2月26日～2011年 8月25日	0.0540
第5特定期間	2011年 8月26日～2012年 2月27日	0.0540
第6特定期間	2012年 2月28日～2012年 8月27日	0.0540
第7特定期間	2012年 8月28日～2013年 2月25日	0.0540
第8特定期間	2013年 2月26日～2013年 8月26日	0.0540
第9特定期間	2013年 8月27日～2014年 2月25日	0.0540
第10特定期間	2014年 2月26日～2014年 8月25日	0.0540
第11特定期間	2014年 8月26日～2015年 2月25日	0.0540
第12特定期間	2015年 2月26日～2015年 8月25日	0.0540
第13特定期間	2015年 8月26日～2016年 2月25日	0.0540
第14特定期間	2016年 2月26日～2016年 8月25日	0.0540
第15特定期間	2016年 8月26日～2017年 2月27日	0.0540
第16特定期間	2017年 2月28日～2017年 8月25日	0.0540
第17特定期間	2017年 8月26日～2018年 2月26日	0.0540
第18特定期間	2018年 2月27日～2018年 8月27日	0.0360
第19特定期間	2018年 8月28日～2019年 2月25日	0.0220

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2009年12月 1日～2010年 2月25日	1.0
第2特定期間	2010年 2月26日～2010年 8月25日	5.6
第3特定期間	2010年 8月26日～2011年 2月25日	3.9
第4特定期間	2011年 2月26日～2011年 8月25日	4.1
第5特定期間	2011年 8月26日～2012年 2月27日	7.5
第6特定期間	2012年 2月28日～2012年 8月27日	11.1
第7特定期間	2012年 8月28日～2013年 2月25日	24.6
第8特定期間	2013年 2月26日～2013年 8月26日	13.4
第9特定期間	2013年 8月27日～2014年 2月25日	15.8
第10特定期間	2014年 2月26日～2014年 8月25日	14.5
第11特定期間	2014年 8月26日～2015年 2月25日	0.0
第12特定期間	2015年 2月26日～2015年 8月25日	18.3
第13特定期間	2015年 8月26日～2016年 2月25日	15.6
第14特定期間	2016年 2月26日～2016年 8月25日	37.6
第15特定期間	2016年 8月26日～2017年 2月27日	16.1
第16特定期間	2017年 2月28日～2017年 8月25日	2.7
第17特定期間	2017年 8月26日～2018年 2月26日	4.8
第18特定期間	2018年 2月27日～2018年 8月27日	15.2
第19特定期間	2018年 8月28日～2019年 2月25日	11.3

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1特定期間	2009年12月 1日～2010年 2月25日	3,889,713,613	2,680,889
第2特定期間	2010年 2月26日～2010年 8月25日	863,264,795	179,146,026
第3特定期間	2010年 8月26日～2011年 2月25日	744,954,141	634,856,091
第4特定期間	2011年 2月26日～2011年 8月25日	519,220,480	920,514,181
第5特定期間	2011年 8月26日～2012年 2月27日	299,841,921	684,611,427
第6特定期間	2012年 2月28日～2012年 8月27日	472,795,286	697,841,782
第7特定期間	2012年 8月28日～2013年 2月25日	335,226,313	1,043,874,187
第8特定期間	2013年 2月26日～2013年 8月26日	280,613,481	809,915,641
第9特定期間	2013年 8月27日～2014年 2月25日	104,675,804	793,757,157
第10特定期間	2014年 2月26日～2014年 8月25日	41,158,205	446,785,331
第11特定期間	2014年 8月26日～2015年 2月25日	146,101,536	233,173,424
第12特定期間	2015年 2月26日～2015年 8月25日	31,693,416	346,818,811

第13特定期間	2015年 8月26日～2016年 2月25日	69,874,813	198,216,339
第14特定期間	2016年 2月26日～2016年 8月25日	34,397,623	127,251,497
第15特定期間	2016年 8月26日～2017年 2月27日	449,256,517	196,799,501
第16特定期間	2017年 2月28日～2017年 8月25日	556,183,537	126,690,106
第17特定期間	2017年 8月26日～2018年 2月26日	1,382,988,207	291,053,407
第18特定期間	2018年 2月27日～2018年 8月27日	343,520,904	598,229,962
第19特定期間	2018年 8月28日～2019年 2月25日	47,954,497	432,189,626

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース＜毎月分配型＞】

以下の運用状況は2019年 2月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	22,522,544	99.07
親投資信託受益証券	日本	5,465	0.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		204,924	0.90
合計（純資産総額）		22,732,933	100.00

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (ZAR Class)	3,212	6,994	22,464,728	7,012	22,522,544	99.07
日本	親投資信託受益証券	U B S 短期円金利マザーファンド	5,458	1.0013	5,465	1.0013	5,465	0.02

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.07
親投資信託受益証券	0.02
合計	99.10

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 (2010年 2月25日)	167	169	0.9682	0.9757
第2特定期間末 (2010年 8月25日)	183	184	0.9937	1.0012
第3特定期間末 (2011年 2月25日)	248	251	0.9581	0.9661
第4特定期間末 (2011年 8月25日)	291	293	0.8852	0.8932
第5特定期間末 (2012年 2月27日)	295	298	0.9030	0.9110
第6特定期間末 (2012年 8月27日)	215	217	0.7990	0.8070
第7特定期間末 (2013年 2月25日)	188	190	0.8735	0.8815
第8特定期間末 (2013年 8月26日)	116	117	0.7535	0.7585
第9特定期間末 (2014年 2月25日)	68	68	0.7603	0.7653
第10特定期間末 (2014年 8月25日)	50	51	0.8174	0.8224
第11特定期間末 (2015年 2月25日)	47	47	0.8894	0.8944
第12特定期間末 (2015年 8月25日)	38	39	0.7390	0.7440
第13特定期間末 (2016年 2月25日)	26	26	0.5514	0.5564
第14特定期間末 (2016年 8月25日)	20	21	0.6287	0.6337
第15特定期間末 (2017年 2月27日)	23	23	0.7274	0.7324
第16特定期間末 (2017年 8月25日)	43	43	0.7033	0.7083
第17特定期間末 (2018年 2月26日)	32	32	0.7649	0.7699
第18特定期間末 (2018年 8月27日)	24	25	0.6372	0.6422
第19特定期間末 (2019年 2月25日)	22	22	0.6442	0.6477
2018年 2月末日	32		0.7603	
3月末日	27		0.7457	
4月末日	28		0.7216	
5月末日	27		0.7103	
6月末日	24		0.6456	
7月末日	26		0.6854	
8月末日	24		0.6187	
9月末日	25		0.6506	
10月末日	22		0.6154	

11月末日	23	0.6530
12月末日	21	0.6043
2019年 1月末日	23	0.6495
2月末日	22	0.6458

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2009年12月 1日 ~ 2010年 2月25日	0.0150
第2特定期間	2010年 2月26日 ~ 2010年 8月25日	0.0450
第3特定期間	2010年 8月26日 ~ 2011年 2月25日	0.0475
第4特定期間	2011年 2月26日 ~ 2011年 8月25日	0.0480
第5特定期間	2011年 8月26日 ~ 2012年 2月27日	0.0480
第6特定期間	2012年 2月28日 ~ 2012年 8月27日	0.0480
第7特定期間	2012年 8月28日 ~ 2013年 2月25日	0.0480
第8特定期間	2013年 2月26日 ~ 2013年 8月26日	0.0450
第9特定期間	2013年 8月27日 ~ 2014年 2月25日	0.0300
第10特定期間	2014年 2月26日 ~ 2014年 8月25日	0.0300
第11特定期間	2014年 8月26日 ~ 2015年 2月25日	0.0300
第12特定期間	2015年 2月26日 ~ 2015年 8月25日	0.0300
第13特定期間	2015年 8月26日 ~ 2016年 2月25日	0.0300
第14特定期間	2016年 2月26日 ~ 2016年 8月25日	0.0300
第15特定期間	2016年 8月26日 ~ 2017年 2月27日	0.0300
第16特定期間	2017年 2月28日 ~ 2017年 8月25日	0.0300
第17特定期間	2017年 8月26日 ~ 2018年 2月26日	0.0300
第18特定期間	2018年 2月27日 ~ 2018年 8月27日	0.0300
第19特定期間	2018年 8月28日 ~ 2019年 2月25日	0.0225

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1特定期間	2009年12月 1日 ~ 2010年 2月25日	1.7
第2特定期間	2010年 2月26日 ~ 2010年 8月25日	7.3
第3特定期間	2010年 8月26日 ~ 2011年 2月25日	1.2
第4特定期間	2011年 2月26日 ~ 2011年 8月25日	2.6
第5特定期間	2011年 8月26日 ~ 2012年 2月27日	7.4
第6特定期間	2012年 2月28日 ~ 2012年 8月27日	6.2
第7特定期間	2012年 8月28日 ~ 2013年 2月25日	15.3
第8特定期間	2013年 2月26日 ~ 2013年 8月26日	8.6
第9特定期間	2013年 8月27日 ~ 2014年 2月25日	4.9

第10特定期間	2014年 2月26日～2014年 8月25日	11.5
第11特定期間	2014年 8月26日～2015年 2月25日	12.5
第12特定期間	2015年 2月26日～2015年 8月25日	13.5
第13特定期間	2015年 8月26日～2016年 2月25日	21.3
第14特定期間	2016年 2月26日～2016年 8月25日	19.5
第15特定期間	2016年 8月26日～2017年 2月27日	20.5
第16特定期間	2017年 2月28日～2017年 8月25日	0.8
第17特定期間	2017年 8月26日～2018年 2月26日	13.0
第18特定期間	2018年 2月27日～2018年 8月27日	12.8
第19特定期間	2018年 8月28日～2019年 2月25日	4.6

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1特定期間	2009年12月 1日～2010年 2月25日	175,159,411	1,938,924
第2特定期間	2010年 2月26日～2010年 8月25日	22,187,228	11,063,201
第3特定期間	2010年 8月26日～2011年 2月25日	102,314,022	26,763,458
第4特定期間	2011年 2月26日～2011年 8月25日	101,145,842	31,944,631
第5特定期間	2011年 8月26日～2012年 2月27日	25,369,553	27,279,713
第6特定期間	2012年 2月28日～2012年 8月27日	34,969,934	92,187,946
第7特定期間	2012年 8月28日～2013年 2月25日	33,567,468	87,743,764
第8特定期間	2013年 2月26日～2013年 8月26日	19,499,045	81,019,660
第9特定期間	2013年 8月27日～2014年 2月25日	4,067,875	68,652,143
第10特定期間	2014年 2月26日～2014年 8月25日	495,896	28,032,234
第11特定期間	2014年 8月26日～2015年 2月25日	950,582	9,559,365
第12特定期間	2015年 2月26日～2015年 8月25日	2,074,780	3,162,298
第13特定期間	2015年 8月26日～2016年 2月25日	535,331	5,137,316
第14特定期間	2016年 2月26日～2016年 8月25日	4,461,282	19,140,200
第15特定期間	2016年 8月26日～2017年 2月27日	2,189,478	3,450,958
第16特定期間	2017年 2月28日～2017年 8月25日	30,410,061	703,608
第17特定期間	2017年 8月26日～2018年 2月26日	14,446,552	34,167,956
第18特定期間	2018年 2月27日～2018年 8月27日	4,867,606	7,566,561
第19特定期間	2018年 8月28日～2019年 2月25日	1,314,062	5,256,864

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール】

以下の運用状況は2019年 2月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	3,081,731	90.74
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		314,558	9.26
合計(純資産総額)		3,396,289	100.00

(注) 「国 / 地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	U B S 短期円金利マザーファンド	3,077,730	1.0013	3,081,731	1.0013	3,081,731	90.74

(注) 「国 / 地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	90.74
合計	90.74

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2010年 2月25日)	0.100017	0.100017	1.0002	1.0002
第2計算期間末 (2010年 8月25日)	0.100047	0.100047	1.0005	1.0005

第3計算期間末	(2011年 2月25日)	0.100077	0.100077	1.0008	1.0008
第4計算期間末	(2011年 8月25日)	4	4	1.0010	1.0010
第5計算期間末	(2012年 2月27日)	11	11	1.0014	1.0014
第6計算期間末	(2012年 8月27日)	4	4	1.0017	1.0017
第7計算期間末	(2013年 2月25日)	0.100278	0.100278	1.0028	1.0028
第8計算期間末	(2013年 8月26日)	3	3	1.0031	1.0031
第9計算期間末	(2014年 2月25日)	3	3	1.0033	1.0033
第10計算期間末	(2014年 8月25日)	3	3	1.0034	1.0034
第11計算期間末	(2015年 2月25日)	3	3	1.0035	1.0035
第12計算期間末	(2015年 8月25日)	3	3	1.0036	1.0036
第13計算期間末	(2016年 2月25日)	3	3	1.0036	1.0036
第14計算期間末	(2016年 8月25日)	3	3	1.0034	1.0034
第15計算期間末	(2017年 2月27日)	3	3	1.0030	1.0030
第16計算期間末	(2017年 8月25日)	3	3	1.0025	1.0025
第17計算期間末	(2018年 2月26日)	3	3	1.0020	1.0020
第18計算期間末	(2018年 8月27日)	3	3	1.0016	1.0016
第19計算期間末	(2019年 2月25日)	3	3	1.0012	1.0012
	2018年 2月末日	3		1.0020	
	3月末日	3		1.0020	
	4月末日	3		1.0019	
	5月末日	3		1.0018	
	6月末日	3		1.0017	
	7月末日	3		1.0016	
	8月末日	3		1.0016	
	9月末日	3		1.0015	
	10月末日	3		1.0015	
	11月末日	3		1.0014	
	12月末日	3		1.0013	
	2019年 1月末日	3		1.0013	
	2月末日	3		1.0012	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2009年12月 1日～2010年 2月25日	0.0000
第2期	2010年 2月26日～2010年 8月25日	0.0000
第3期	2010年 8月26日～2011年 2月25日	0.0000
第4期	2011年 2月26日～2011年 8月25日	0.0000
第5期	2011年 8月26日～2012年 2月27日	0.0000
第6期	2012年 2月28日～2012年 8月27日	0.0000
第7期	2012年 8月28日～2013年 2月25日	0.0000

第8期	2013年 2月26日～2013年 8月26日	0.0000
第9期	2013年 8月27日～2014年 2月25日	0.0000
第10期	2014年 2月26日～2014年 8月25日	0.0000
第11期	2014年 8月26日～2015年 2月25日	0.0000
第12期	2015年 2月26日～2015年 8月25日	0.0000
第13期	2015年 8月26日～2016年 2月25日	0.0000
第14期	2016年 2月26日～2016年 8月25日	0.0000
第15期	2016年 8月26日～2017年 2月27日	0.0000
第16期	2017年 2月28日～2017年 8月25日	0.0000
第17期	2017年 8月26日～2018年 2月26日	0.0000
第18期	2018年 2月27日～2018年 8月27日	0.0000
第19期	2018年 8月28日～2019年 2月25日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2009年12月 1日～2010年 2月25日	0.0
第2期	2010年 2月26日～2010年 8月25日	0.0
第3期	2010年 8月26日～2011年 2月25日	0.0
第4期	2011年 2月26日～2011年 8月25日	0.0
第5期	2011年 8月26日～2012年 2月27日	0.0
第6期	2012年 2月28日～2012年 8月27日	0.0
第7期	2012年 8月28日～2013年 2月25日	0.1
第8期	2013年 2月26日～2013年 8月26日	0.0
第9期	2013年 8月27日～2014年 2月25日	0.0
第10期	2014年 2月26日～2014年 8月25日	0.0
第11期	2014年 8月26日～2015年 2月25日	0.0
第12期	2015年 2月26日～2015年 8月25日	0.0
第13期	2015年 8月26日～2016年 2月25日	0.0
第14期	2016年 2月26日～2016年 8月25日	0.0
第15期	2016年 8月26日～2017年 2月27日	0.0
第16期	2017年 2月28日～2017年 8月25日	0.0
第17期	2017年 8月26日～2018年 2月26日	0.0
第18期	2018年 2月27日～2018年 8月27日	0.0
第19期	2018年 8月28日～2019年 2月25日	0.0

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1期	2009年12月 1日 ~ 2010年 2月25日	100,000	
第2期	2010年 2月26日 ~ 2010年 8月25日		
第3期	2010年 8月26日 ~ 2011年 2月25日		
第4期	2011年 2月26日 ~ 2011年 8月25日	4,809,574	
第5期	2011年 8月26日 ~ 2012年 2月27日	6,795,701	
第6期	2012年 2月28日 ~ 2012年 8月27日		6,795,701
第7期	2012年 8月28日 ~ 2013年 2月25日		4,809,574
第8期	2013年 2月26日 ~ 2013年 8月26日	3,292,323	
第9期	2013年 8月27日 ~ 2014年 2月25日		
第10期	2014年 2月26日 ~ 2014年 8月25日		
第11期	2014年 8月26日 ~ 2015年 2月25日		
第12期	2015年 2月26日 ~ 2015年 8月25日		
第13期	2015年 8月26日 ~ 2016年 2月25日		
第14期	2016年 2月26日 ~ 2016年 8月25日		
第15期	2016年 8月26日 ~ 2017年 2月27日	218,592	
第16期	2017年 2月28日 ~ 2017年 8月25日	463,474	544,214
第17期	2017年 8月26日 ~ 2018年 2月26日	246,877	384,729
第18期	2018年 2月27日 ~ 2018年 8月27日		
第19期	2018年 8月28日 ~ 2019年 2月25日		

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

U B S 短期円金利マザーファンド

以下の運用状況は2019年 2月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,496,478	100.00
合計(純資産総額)		3,496,478	100.00

(注)「国 / 地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

□ 種類別の投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

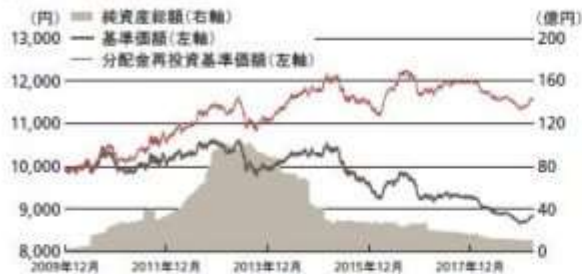
参考情報

運用実績

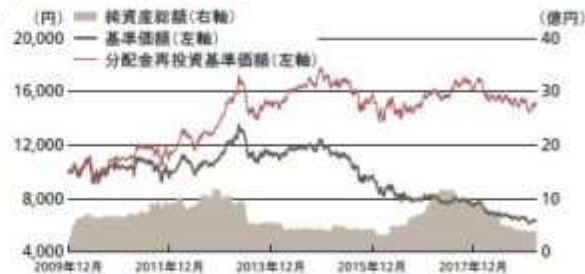
- ◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
- ◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ◎以下、通貨コースごとに運用実績を掲載いたします。

基準価額・純資産の推移 (2019年2月28日現在)

円コース(毎月分配型)



豪ドルコース(毎月分配型)



※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
 ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

円コース(毎月分配型)

年月	分配額(円)
2018年10月	5円
2018年11月	5円
2018年12月	5円
2019年1月	5円
2019年2月	5円
直近1年間累計	95円
設定来累計	2,675円

豪ドルコース(毎月分配型)

年月	分配額(豪ドル)
2018年10月	30円
2018年11月	30円
2018年12月	30円
2019年1月	30円
2019年2月	30円
直近1年間累計	420円
設定来累計	8,215円

主要な資産の状況 (2019年2月28日現在)

円コース(毎月分配型)

資産別比率

銘柄名	投資比率
グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(JPY Class)	99.44%
UBS短期円金利マザーファンド	0.03%
その他の資産	0.53%
合計	100.00%

豪ドルコース(毎月分配型)

資産別比率

銘柄名	投資比率
グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(AUD Class)	99.49%
UBS短期円金利マザーファンド	0.01%
その他の資産	0.50%
合計	100.00%

※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。

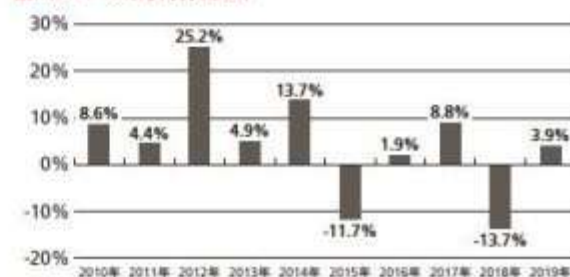
※ファンドの実質的な「主要な資産の状況」については、後記の「外国投資信託 グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンドの運用状況」をご覧ください。

年間収益率の推移 (2019年2月28日現在)

円コース(毎月分配型)



豪ドルコース(毎月分配型)



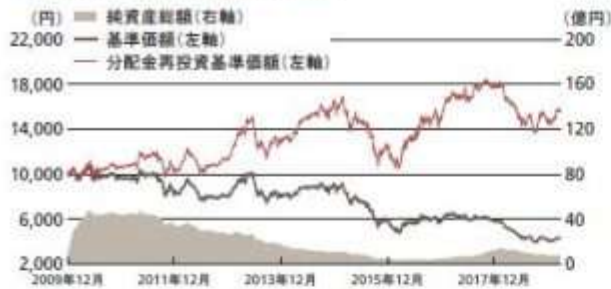
※2019年は年初から2月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものと算出。

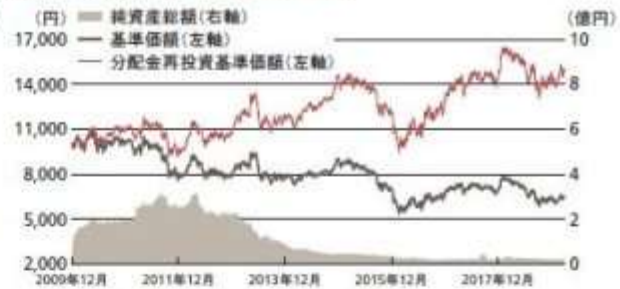
※ファンドには、ベンチマークはありません。

基準価額・純資産の推移（2019年2月28日現在）

ブラジルリアルコース〈毎月分配型〉



南アフリカランドコース〈毎月分配型〉



※分配金再投資基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後で算出。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

ブラジルリアルコース〈毎月分配型〉

2018年10月	35円
2018年11月	35円
2018年12月	35円
2019年1月	35円
2019年2月	35円
直近1年間累計	580円
設定来累計	9,400円

南アフリカランドコース〈毎月分配型〉

2018年10月	35円
2018年11月	35円
2018年12月	35円
2019年1月	35円
2019年2月	35円
直近1年間累計	525円
設定来累計	6,670円

主要な資産の状況（2019年2月28日現在）

ブラジルリアルコース〈毎月分配型〉

資産別比率

銘柄名	投資比率
グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(BRL Class)	99.14%
UBS短期円金利マザーファンド	0.01%
その他の資産	0.86%
合計	100.00%

南アフリカランドコース〈毎月分配型〉

資産別比率

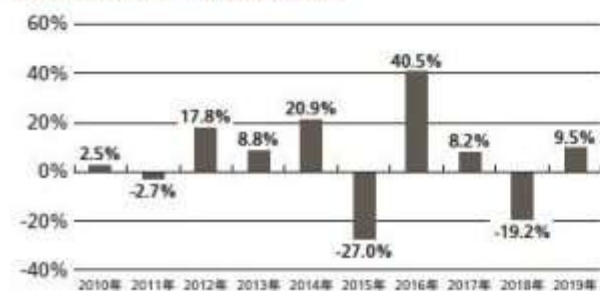
銘柄名	投資比率
グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(ZAR Class)	99.07%
UBS短期円金利マザーファンド	0.02%
その他の資産	0.90%
合計	100.00%

※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。

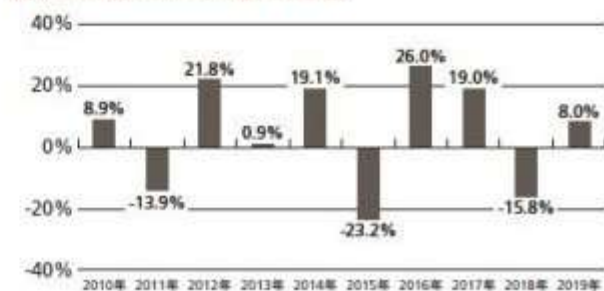
※ファンドの実質的な「主要な資産の状況」については、後記の「外国投資信託 グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンドの運用状況」をご覧ください。

年間収益率の推移（2019年2月28日現在）

ブラジルリアルコース〈毎月分配型〉



南アフリカランドコース〈毎月分配型〉



※2019年は年初から2月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものとして算出。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

外国投資信託 グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンドの運用状況

組入上位10銘柄(2019年2月28日現在)

銘柄名	償還日	国	業種	格付	構成比
1 AT&T	2046年5月15日	米国	通信	BBB	1.7%
2 ベライゾン・コミュニケーションズ	2047年3月16日	米国	通信	BBB+	1.6%
3 NBCユニバーサル・メディア	2023年1月15日	米国	通信	A-	1.4%
4 チャーター・コミュニケーションズ・オペレーティング	2022年7月23日	米国	通信	BBB-	1.4%
5 BPキャピタル・マーケット・アメリカ	2024年4月14日	米国	エネルギー	A	1.3%
6 AT&T	2022年2月15日	米国	通信	BBB	1.2%
7 AT&T	2025年5月15日	米国	通信	BBB	1.2%
8 エンジー	2049年12月31日	フランス	公益	BBB+	1.2%
9 RENファイナンス	2025年2月12日	ポルトガル	公益	BBB	1.1%
10 ウィリアムズ・パートナーズ	2024年3月4日	米国	エネルギー	BBB-	1.1%

格付別構成比率

(2019年2月28日現在)

格付	構成比
AAA	3.2%
AA	3.1%
A	24.4%
BBB	69.3%
合計	100.0%

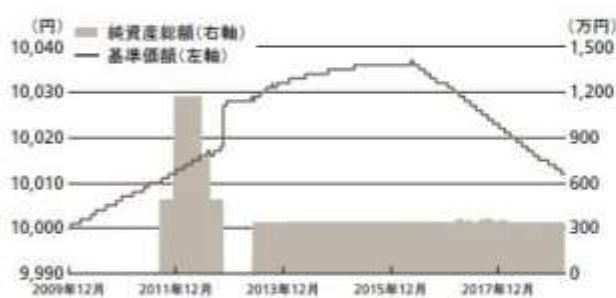
※各構成比は、当該外国投資信託の評価額合計（キャッシュ、先物等含む）に占める割合です。なお、各比率の合計は繰数処理の関係上100%とならない場合があります。

※業種は、当ファンドの運用方針に基づき当社が独自に分類したものです。

※格付はS&P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスの3社の格付機関による格付のうち2社以上で合致した評価を採用しています。2社以上で合致した評価がなく、3社で評価が異なる場合はそれらの中間の評価を採用しています。ただし、取得できる格付が2社のみの場合は、低い格付を採用しています。

マネープール

基準価額・純資産の推移(2019年2月28日現在)



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後で算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

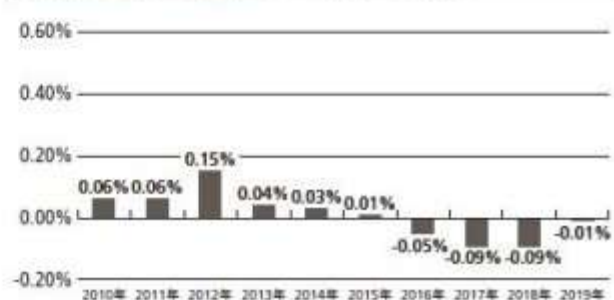
2017年2月	0円
2017年8月	0円
2018年2月	0円
2018年8月	0円
2019年2月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況(2019年2月28日現在)

マザーファンドにおいて、有価証券等の組入れはありません。

※当ファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを90.74%組入れております。

年間収益率の推移(2019年2月28日現在)



※2019年は年初から2月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものと算出。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

「UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール」の申込みは、他の

ファンドからのスイッチングの場合に限ります。また、申込の取扱いを行うファンドは、販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。また、＜分配金再投資コース＞を利用する場合は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) スwitching

- ・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。
- ・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。
販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行えない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5) 取扱時間

原則として、午後3時まで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(6) 取得申込不可日

- ＜UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)円コース<毎月分配型>>
- ＜UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)豪ドルコース<毎月分配型>>
- ＜UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)ブラジルリアルコース<毎月分配型>>
- ＜UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)南アフリカランドコース<毎月分配型>>

販売会社の営業日であっても、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、取得の申込み(スイッチングを含みます。)の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)マネーボール

スイッチングを伴う取得の申込みについて、スイッチング対象である上記各コースの取得申込不可日には受付を行ないません。

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(8) 申込単位(当初元本1口=1円)

販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜UBSアセット・マネジメント株式会社＞

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700(営業日の9:00-17:00)

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を取得申込受付日から起算して7営業日目までに販売会社へお支払いください。ただし、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込金額をお支払いいただく場合があります。

(10) 受付の中止および取消

- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース<毎月分配型>>
- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース<毎月分配型>>
- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース<毎月分配型>>
- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース<毎月分配型>>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。また、投資対象国の有価証券市場等の流動性等を勘案し、取得の申込みの受付を制限する場合があります。

- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネーボール>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。また、投資対象国の有価証券市場等の流動性等を勘案し、取得の申込みの受付を制限する場合があります。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース<毎月分配型>>
- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース<毎月分配型>>
- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース<毎月分配型>>
- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース<毎月分配型>>

販売会社の営業日であっても、解約請求日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネーボール

スイッチングを伴う解約請求について、スイッチング対象である上記各コースの解約請求不可日には受付を行ないません。

* スwitchングを伴わない解約請求については、販売会社の営業日に受付を行ないます。

(4) 解約制限

該当事項はありません。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。ただし、「UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネーボール」には、信託財産留保額はかかりません。

・ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(6) 手取額

- 1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。
 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

- 販売会社が独自に定める単位とします。
 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

- 原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- <UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース<毎月分配型>>
 <UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース<毎月分配型>>
 <UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース<毎月分配型>>
 <UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース<毎月分配型>>
 >
- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。また、投資対象国の有価証券市場等の流動性等を勘案し、解約請求の受付を制限する場合があります。
 - ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

<UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール>

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。また、投資対象国の有価証券市場等の流動性等を勘案し、解約請求の受付を制限する場合があります。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

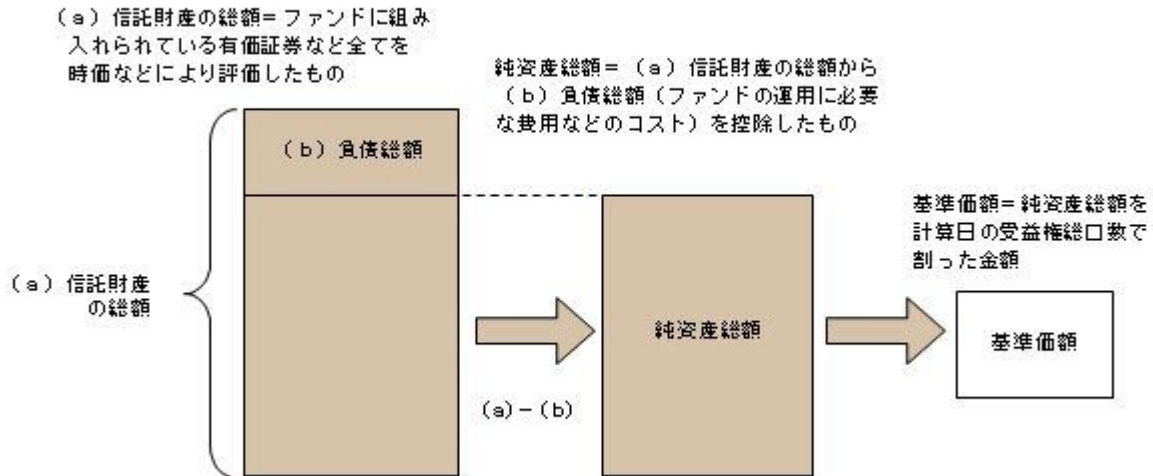
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。「UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール」は受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース<毎月分配型> >
- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース<毎月分配型> >
- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース<毎月分配型> >
- < UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース<毎月分配型> >
- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。
 - < 主な資産の評価方法 >
 - 投資信託証券
 - 原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

< UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール >

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

< 主な資産の評価方法 >

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

国内公社債

原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

< UBSアセット・マネジメント株式会社 >

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2019年8月26日までとします（2009年12月1日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

< UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース < 毎月分配型 > >
< UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース < 毎月分配型 > >
< UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース < 毎月分配型 > >
< UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース < 毎月分配型 > >

毎月26日から翌月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

< UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール >
毎年2月26日から8月25日までおよび8月26日から翌年2月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - < UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース < 毎月分配型 > >
 - < UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース < 毎月分配型 > >
 - < UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース < 毎月分配型 > >
 - < UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース < 毎月分配型 > >
 - イ) 受益者の解約により各ファンドの純資産総額が30億円を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- < UBS グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール >
 - イ) 受益者の解約により純資産総額が100万円を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

 - ・ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場

合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

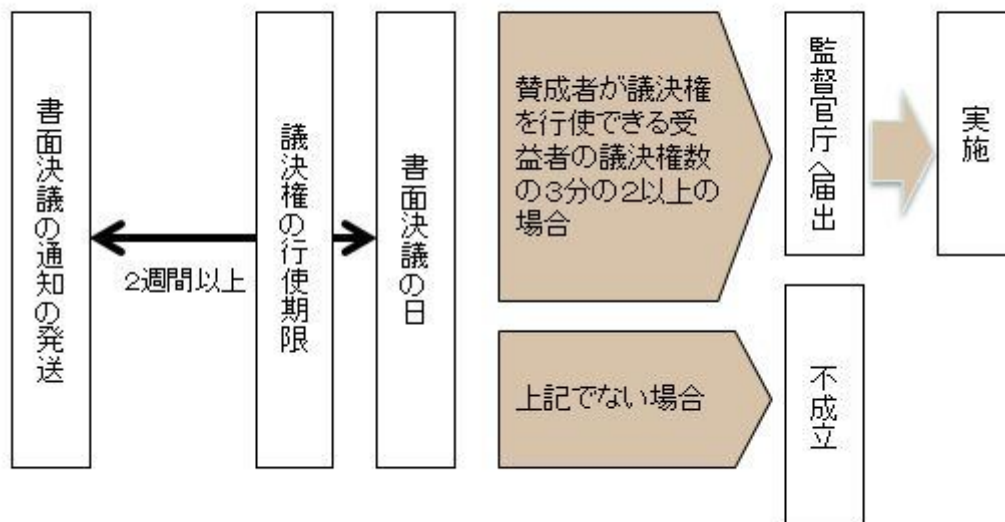
信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

< 書面決議の主な流れ >



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（2月、8月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知っている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <http://www.ubs.com/japanfunds/>

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース＜毎月分配型＞

UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース＜毎月分配型＞

UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース＜毎月分配型＞

UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース＜毎月分配型＞

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2018年 8月28日から2019年 2月25日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2018年 8月28日から2019年 2月25日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース＜毎月分配型＞】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2018年 8月27日現在	当期 2019年 2月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,643,250	8,620,917
投資信託受益証券	1,222,194,202	1,122,331,016
親投資信託受益証券	312,645	312,489
未収入金	2,204,016	3,302,632
流動資産合計	1,233,354,113	1,134,567,054
資産合計	1,233,354,113	1,134,567,054
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,378,552	638,067
未払解約金	1,961,155	4,606,926
未払受託者報酬	48,336	41,847
未払委託者報酬	1,015,057	878,833
未払利息	24	24
その他未払費用	92,269	80,243
流動負債合計	4,495,393	6,245,940
負債合計	4,495,393	6,245,940
純資産の部		
元本等		
元本	1,378,552,790	1,276,134,150
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	149,694,070	147,813,036
（分配準備積立金）	1,099	1,103
元本等合計	1,228,858,720	1,128,321,114
純資産合計	1,228,858,720	1,128,321,114
負債純資産合計	1,233,354,113	1,134,567,054

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期		当期	
	自	2018年 2月27日	自	2018年 8月28日
	至	2018年 8月27日	至	2019年 2月25日
営業収益				
受取配当金		1,970,096		575,257
有価証券売買等損益		11,241,180		841,443
営業収益合計		9,271,084		266,186
営業費用				
支払利息		4,930		3,854
受託者報酬		277,153		251,754
委託者報酬		5,820,143		5,286,758
その他費用		477,172		432,861
営業費用合計		6,579,398		5,975,227
営業利益又は営業損失()		15,850,482		6,241,413
経常利益又は経常損失()		15,850,482		6,241,413
当期純利益又は当期純損失()		15,850,482		6,241,413
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		1,155,921		204,336
期首剰余金又は期首欠損金()		149,121,727		149,694,070
剰余金増加額又は欠損金減少額		23,214,568		13,053,933
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		23,214,568		13,053,933
剰余金減少額又は欠損金増加額		646,701		487,570
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		646,701		487,570
分配金		8,445,649		4,648,252
期末剰余金又は期末欠損金()		149,694,070		147,813,036

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1)特定期間末日の取扱い 2018年 8月25日および26日が休日のため、前特定期間末日を2018年 8月27日としております。このため、当特定期間は182日となっております。</p> <p>(2)金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目		前期 2018年 8月27日現在	当期 2019年 2月25日現在
1.	特定期間末日における受益権の総数	1,378,552,790口	1,276,134,150口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は149,694,070円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は147,813,036円です。
3.	特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8914円 (8,914円)	0.8842円 (8,842円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2018年 2月27日 至 2018年 8月27日		当期 自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日	
分配金の計算過程 自 2018年 2月27日 至 2018年 3月26日		分配金の計算過程 自 2018年 8月28日 至 2018年 9月25日	
A 費用控除後の配当等収益額	0円	A 費用控除後の配当等収益額	0円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	18,251,959円	C 収益調整金額	9,019,550円

D	分配準備積立金額	2,447円	D	分配準備積立金額	12,916円
E	当ファンドの分配対象収益額	18,254,406円	E	当ファンドの分配対象収益額	9,032,466円
F	10,000口当たり収益分配対象額	126円	F	10,000口当たり収益分配対象額	66円
G	10,000口当たり分配金額	10円	G	10,000口当たり分配金額	10円
H	収益分配金金額	1,444,858円	H	収益分配金金額	1,358,089円
	自 2018年 3月27日			自 2018年 9月26日	
	至 2018年 4月25日			至 2018年10月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	16,459,113円	C	収益調整金額	7,618,255円
D	分配準備積立金額	1,064円	D	分配準備積立金額	17,021円
E	当ファンドの分配対象収益額	16,460,177円	E	当ファンドの分配対象収益額	7,635,276円
F	10,000口当たり収益分配対象額	116円	F	10,000口当たり収益分配対象額	56円
G	10,000口当たり分配金額	10円	G	10,000口当たり分配金額	5円
H	収益分配金金額	1,414,821円	H	収益分配金金額	674,139円
	自 2018年 4月26日			自 2018年10月26日	
	至 2018年 5月25日			至 2018年11月26日	
A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	14,990,471円	C	収益調整金額	6,883,941円
D	分配準備積立金額	8,436円	D	分配準備積立金額	27,974円
E	当ファンドの分配対象収益額	14,998,907円	E	当ファンドの分配対象収益額	6,911,915円
F	10,000口当たり収益分配対象額	106円	F	10,000口当たり収益分配対象額	51円
G	10,000口当たり分配金額	10円	G	10,000口当たり分配金額	5円
H	収益分配金金額	1,409,759円	H	収益分配金金額	666,744円
	自 2018年 5月26日			自 2018年11月27日	
	至 2018年 6月25日			至 2018年12月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	13,529,630円	C	収益調整金額	6,141,042円
D	分配準備積立金額	1,714円	D	分配準備積立金額	53,569円
E	当ファンドの分配対象収益額	13,531,344円	E	当ファンドの分配対象収益額	6,194,611円
F	10,000口当たり収益分配対象額	96円	F	10,000口当たり収益分配対象額	47円
G	10,000口当たり分配金額	10円	G	10,000口当たり分配金額	5円
H	収益分配金金額	1,403,728円	H	収益分配金金額	655,765円
	自 2018年 6月26日			自 2018年12月26日	
	至 2018年 7月25日			至 2019年 1月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	12,042,657円	C	収益調整金額	5,535,067円
D	分配準備積立金額	3,887円	D	分配準備積立金額	1,109円
E	当ファンドの分配対象収益額	12,046,544円	E	当ファンドの分配対象収益額	5,536,176円
F	10,000口当たり収益分配対象額	86円	F	10,000口当たり収益分配対象額	42円
G	10,000口当たり分配金額	10円	G	10,000口当たり分配金額	5円

H 収益分配金金額	1,393,931円	H 収益分配金金額	655,448円
自 2018年 7月26日		自 2019年 1月26日	
至 2018年 8月27日		至 2019年 2月25日	
A 費用控除後の配当等収益額	0円	A 費用控除後の配当等収益額	307,563円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	10,534,001円	C 収益調整金額	4,750,222円
D 分配準備積立金額	1,099円	D 分配準備積立金額	1,088円
E 当ファンドの分配対象収益額	10,535,100円	E 当ファンドの分配対象収益額	5,058,873円
F 10,000口当たり収益分配対象額	76円	F 10,000口当たり収益分配対象額	39円
G 10,000口当たり分配金額	10円	G 10,000口当たり分配金額	5円
H 収益分配金金額	1,378,552円	H 収益分配金金額	638,067円

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 2018年 2月27日 至 2018年 8月27日	自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等、為替予約取引です。そして当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク、流動性リスク <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左
-------------------	--	----

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2018年 8月27日現在	当期 2019年 2月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券</p> <p>同左</p> <p>(3)デリバティブ取引</p>

	デリバティブ取引等に関する注記に記載 しております。	同左
--	-------------------------------	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2018年 8月27日現在	当期 2019年 2月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	6,191,706	11,926,648
親投資信託受益証券	31	31
合計	6,191,675	11,926,617

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2018年 2月27日 至 2018年 8月27日	当期 自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日
	元本の推移	
期首元本額	1,614,274,699円	1,378,552,790円
期中追加設定元本額	6,223,527円	4,085,589円
期中一部解約元本額	241,945,436円	106,504,229円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	グローバル・コンサパティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (JPY Class)	111,464	1,122,331,016	
投資信託受益証券合計		111,464	1,122,331,016	
親投資信託受益証券	U B S 短期円金利マザーファンド	312,084	312,489	
親投資信託受益証券合計		312,084	312,489	
合 計			1,122,643,505	

(注)投資信託受益証券および親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドはケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・コンサパティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (JPY Class)」(以下「同ファンド」といいます。)ならびに国内投資信託「U B S 短期円金利マザーファンド」(以下「同マザーファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券、「親投資信託受益証券」は同マザーファンドの受益証券です。同ファンドならびに同マザーファンドの状況は、後述の「U B S グローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)南アフリカランドコース<毎月分配型>」の参考および「U B S グローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)マネープール」の参考に記載しております。

【UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース＜毎月分配型＞】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2018年 8月27日現在	当期 2019年 2月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,042,305	5,808,554
投資信託受益証券	465,585,319	389,150,468
親投資信託受益証券	54,805	54,778
未収入金	5,405,184	-
流動資産合計	476,087,613	395,013,800
資産合計	476,087,613	395,013,800
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,100,058	1,844,344
未払解約金	4,999,999	1,544,230
未払受託者報酬	18,589	14,290
未払委託者報酬	390,373	300,064
未払利息	14	16
その他未払費用	35,834	27,678
流動負債合計	7,544,867	3,730,622
負債合計	7,544,867	3,730,622
純資産の部		
元本等		
元本	700,019,466	614,781,579
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	231,476,720	223,498,401
（分配準備積立金）	265	19
元本等合計	468,542,746	391,283,178
純資産合計	468,542,746	391,283,178
負債純資産合計	476,087,613	395,013,800

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	前期		当期	
	自 至	2018年 2月27日 2018年 8月27日	自 至	2018年 8月28日 2019年 2月25日
営業収益				
受取配当金		6,560,785		3,736,454
有価証券売買等損益		17,824,000		11,425,778
営業収益合計		11,263,215		7,689,324
営業費用				
支払利息		5,316		1,854
受託者報酬		138,092		88,201
委託者報酬		2,899,874		1,852,046
その他費用		238,131		152,736
営業費用合計		3,281,413		2,094,837
営業利益又は営業損失()		14,544,628		9,784,161
経常利益又は経常損失()		14,544,628		9,784,161
当期純利益又は当期純損失()		14,544,628		9,784,161
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		958,782		409,333
期首剰余金又は期首欠損金()		316,833,115		231,476,720
剰余金増加額又は欠損金減少額		136,781,152		31,612,883
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		136,781,152		31,612,883
剰余金減少額又は欠損金増加額		13,134,193		2,949,800
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		13,134,193		2,949,800
分配金		22,787,154		11,309,936
期末剰余金又は期末欠損金()		231,476,720		223,498,401

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1)特定期間末日の取扱い 2018年 8月25日および26日が休日のため、前特定期間末日を2018年 8月27日としております。このため、当特定期間は182日となっております。</p> <p>(2)金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目		前期 2018年 8月27日現在	当期 2019年 2月25日現在
1.	特定期間末日における受益権の総数	700,019,466口	614,781,579口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は231,476,720円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は223,498,401円です。
3.	特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6693円 (6,693円)	0.6365円 (6,365円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2018年 2月27日 至 2018年 8月27日		当期 自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日	
分配金の計算過程 自 2018年 2月27日 至 2018年 3月26日		分配金の計算過程 自 2018年 8月28日 至 2018年 9月25日	
A 費用控除後の配当等収益額	746,779円	A 費用控除後の配当等収益額	457,098円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	60,627,235円	C 収益調整金額	24,363,812円

D	分配準備積立金額	15,758円	D	分配準備積立金額	27,166円
E	当ファンドの分配対象収益額	61,389,772円	E	当ファンドの分配対象収益額	24,848,076円
F	10,000口当たり収益分配対象額	563円	F	10,000口当たり収益分配対象額	370円
G	10,000口当たり分配金額	60円	G	10,000口当たり分配金額	30円
H	収益分配金金額	6,534,004円	H	収益分配金金額	2,012,056円
	自 2018年 3月27日			自 2018年 9月26日	
	至 2018年 4月25日			至 2018年10月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	1,259,573円	A	費用控除後の配当等収益額	363,115円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	55,223,777円	C	収益調整金額	21,536,202円
D	分配準備積立金額	2,937円	D	分配準備積立金額	38円
E	当ファンドの分配対象収益額	56,486,287円	E	当ファンドの分配対象収益額	21,899,355円
F	10,000口当たり収益分配対象額	515円	F	10,000口当たり収益分配対象額	346円
G	10,000口当たり分配金額	60円	G	10,000口当たり分配金額	30円
H	収益分配金金額	6,576,258円	H	収益分配金金額	1,897,530円
	自 2018年 4月26日			自 2018年10月26日	
	至 2018年 5月25日			至 2018年11月26日	
A	費用控除後の配当等収益額	743,377円	A	費用控除後の配当等収益額	447,736円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	48,643,554円	C	収益調整金額	19,769,276円
D	分配準備積立金額	17,087円	D	分配準備積立金額	226円
E	当ファンドの分配対象収益額	49,404,018円	E	当ファンドの分配対象収益額	20,217,238円
F	10,000口当たり収益分配対象額	462円	F	10,000口当たり収益分配対象額	323円
G	10,000口当たり分配金額	30円	G	10,000口当たり分配金額	30円
H	収益分配金金額	3,204,753円	H	収益分配金金額	1,875,477円
	自 2018年 5月26日			自 2018年11月27日	
	至 2018年 6月25日			至 2018年12月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	384,525円	A	費用控除後の配当等収益額	0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	32,227,996円	C	収益調整金額	17,996,046円
D	分配準備積立金額	6,125円	D	分配準備積立金額	7,871円
E	当ファンドの分配対象収益額	32,618,646円	E	当ファンドの分配対象収益額	18,003,917円
F	10,000口当たり収益分配対象額	437円	F	10,000口当たり収益分配対象額	293円
G	10,000口当たり分配金額	30円	G	10,000口当たり分配金額	30円
H	収益分配金金額	2,235,700円	H	収益分配金金額	1,840,163円
	自 2018年 6月26日			自 2018年12月26日	
	至 2018年 7月25日			至 2019年 1月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	691,699円	A	費用控除後の配当等収益額	346,033円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	29,033,082円	C	収益調整金額	16,165,029円
D	分配準備積立金額	4,317円	D	分配準備積立金額	584円
E	当ファンドの分配対象収益額	29,729,098円	E	当ファンドの分配対象収益額	16,511,646円
F	10,000口当たり収益分配対象額	417円	F	10,000口当たり収益分配対象額	269円
G	10,000口当たり分配金額	30円	G	10,000口当たり分配金額	30円

H 収益分配金金額	2,136,381円	H 収益分配金金額	1,840,366円
自 2018年 7月26日		自 2019年 1月26日	
至 2018年 8月27日		至 2019年 2月25日	
A 費用控除後の配当等収益額	403,915円	A 費用控除後の配当等収益額	767,866円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	27,123,470円	C 収益調整金額	14,702,970円
D 分配準備積立金額	2,361円	D 分配準備積立金額	15円
E 当ファンドの分配対象収益額	27,529,746円	E 当ファンドの分配対象収益額	15,470,851円
F 10,000口当たり収益分配対象額	393円	F 10,000口当たり収益分配対象額	251円
G 10,000口当たり分配金額	30円	G 10,000口当たり分配金額	30円
H 収益分配金金額	2,100,058円	H 収益分配金金額	1,844,344円

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 2018年 2月27日 至 2018年 8月27日	自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等、為替予約取引です。そして当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク、流動性リスク <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左
-------------------	--	----

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2018年 8月27日現在	当期 2019年 2月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券</p> <p>同左</p> <p>(3)デリバティブ取引</p>

	デリバティブ取引等に関する注記に記載 しております。	同左
--	-------------------------------	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2018年 8月27日現在	当期 2019年 2月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	3,030,411	9,723,104
親投資信託受益証券	5	5
合計	3,030,416	9,723,099

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2018年 2月27日 至 2018年 8月27日	当期 自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日
	元本の推移	
期首元本額	1,084,991,793円	700,019,466円
期中追加設定元本額	43,079,262円	8,159,788円
期中一部解約元本額	428,051,589円	93,397,675円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (AUD Class)	37,723	389,150,468	
投資信託受益証券合計		37,723	389,150,468	
親投資信託受益証券	U B S 短期円金利マザーファンド	54,707	54,778	
親投資信託受益証券合計		54,707	54,778	
合計			389,205,246	

(注)投資信託受益証券および親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドはケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (AUD Class)」(以下「同ファンド」といいます。)ならびに国内投資信託「U B S 短期円金利マザーファンド」(以下「同マザーファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券、「親投資信託受益証券」は同マザーファンドの受益証券です。同ファンドならびに同マザーファンドの状況は、後述の「U B S グローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)南アフリカランドコース<毎月分配型>」の参考および「U B S グローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)マネープール」の参考に記載しております。

【U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース＜毎月分配型＞】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2018年 8月27日現在	当期 2019年 2月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,286,897	11,276,157
投資信託受益証券	910,950,915	798,695,865
親投資信託受益証券	42,092	42,071
未収入金	898,087	402,210
流動資産合計	928,177,991	810,416,303
資産合計		
	928,177,991	810,416,303
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,049,691	6,471,603
未払解約金	1,169,648	-
未払受託者報酬	38,600	29,381
未払委託者報酬	810,541	617,021
未払利息	45	31
その他未払費用	75,331	57,638
流動負債合計	12,143,856	7,175,674
負債合計		
	12,143,856	7,175,674
純資産の部		
元本等		
元本	2,233,264,833	1,849,029,704
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,317,230,698	1,045,789,075
（分配準備積立金）	2,009	1,076
元本等合計	916,034,135	803,240,629
純資産合計		
	916,034,135	803,240,629
負債純資産合計		
	928,177,991	810,416,303

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自	2018年 2月27日	自	2018年 8月28日
	至	2018年 8月27日	至	2019年 2月25日
営業収益				
受取配当金		47,270,406		33,182,876
有価証券売買等損益		242,811,648		62,453,972
営業収益合計		195,541,242		95,636,848
営業費用				
支払利息		7,795		4,791
受託者報酬		248,389		180,263
委託者報酬		5,216,076		3,785,504
その他費用		434,863		318,157
営業費用合計		5,907,123		4,288,715
営業利益又は営業損失（ ）		201,448,365		91,348,133
経常利益又は経常損失（ ）		201,448,365		91,348,133
当期純利益又は当期純損失（ ）		201,448,365		91,348,133
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		4,677,235		976,126
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,178,615,958		1,317,230,698
剰余金増加額又は欠損金減少額		319,742,820		250,411,889
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		319,742,820		250,411,889
剰余金減少額又は欠損金増加額		171,839,216		28,069,616
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		171,839,216		28,069,616
分配金		89,747,214		43,224,909
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,317,230,698		1,045,789,075

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1)特定期間末日の取扱い 2018年 8月25日および26日が休日のため、前特定期間末日を2018年 8月27日としております。このため、当特定期間は182日となっております。</p> <p>(2)金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目		前期 2018年 8月27日現在	当期 2019年 2月25日現在
1.	特定期間末日における受益権の総数	2,233,264,833口	1,849,029,704口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,317,230,698円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,045,789,075円です。
3.	特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4102円 (4,102円)	0.4344円 (4,344円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2018年 2月27日 至 2018年 8月27日		当期 自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日	
分配金の計算過程 自 2018年 2月27日 至 2018年 3月26日		分配金の計算過程 自 2018年 8月28日 至 2018年 9月25日	
A 費用控除後の配当等収益額	7,491,934円	A 費用控除後の配当等収益額	5,370,217円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円

C	収益調整金額	90,295,365円	C	収益調整金額	34,324,035円
D	分配準備積立金額	49,158円	D	分配準備積立金額	69,580円
E	当ファンドの分配対象収益額	97,836,457円	E	当ファンドの分配対象収益額	39,763,832円
F	10,000口当たり収益分配対象額	380円	F	10,000口当たり収益分配対象額	188円
G	10,000口当たり分配金額	90円	G	10,000口当たり分配金額	45円
H	収益分配金金額	23,156,488円	H	収益分配金金額	9,512,327円
	自 2018年 3月27日			自 2018年 9月26日	
	至 2018年 4月25日			至 2018年10月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	7,736,330円	A	費用控除後の配当等収益額	6,263,816円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	76,847,658円	C	収益調整金額	29,843,827円
D	分配準備積立金額	3,090円	D	分配準備積立金額	3,183円
E	当ファンドの分配対象収益額	84,587,078円	E	当ファンドの分配対象収益額	36,110,826円
F	10,000口当たり収益分配対象額	320円	F	10,000口当たり収益分配対象額	173円
G	10,000口当たり分配金額	90円	G	10,000口当たり分配金額	35円
H	収益分配金金額	23,782,233円	H	収益分配金金額	7,298,900円
	自 2018年 4月26日			自 2018年10月26日	
	至 2018年 5月25日			至 2018年11月26日	
A	費用控除後の配当等収益額	7,429,088円	A	費用控除後の配当等収益額	4,461,676円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	59,561,659円	C	収益調整金額	27,149,777円
D	分配準備積立金額	38,891円	D	分配準備積立金額	154,824円
E	当ファンドの分配対象収益額	67,029,638円	E	当ファンドの分配対象収益額	31,766,277円
F	10,000口当たり収益分配対象額	259円	F	10,000口当たり収益分配対象額	161円
G	10,000口当たり分配金額	45円	G	10,000口当たり分配金額	35円
H	収益分配金金額	11,642,875円	H	収益分配金金額	6,877,872円
	自 2018年 5月26日			自 2018年11月27日	
	至 2018年 6月25日			至 2018年12月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	6,747,075円	A	費用控除後の配当等収益額	3,029,152円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	51,404,126円	C	収益調整金額	23,797,284円
D	分配準備積立金額	50,895円	D	分配準備積立金額	6,014円
E	当ファンドの分配対象収益額	58,202,096円	E	当ファンドの分配対象収益額	26,832,450円
F	10,000口当たり収益分配対象額	242円	F	10,000口当たり収益分配対象額	142円
G	10,000口当たり分配金額	45円	G	10,000口当たり分配金額	35円
H	収益分配金金額	10,805,670円	H	収益分配金金額	6,576,364円
	自 2018年 6月26日			自 2018年12月26日	
	至 2018年 7月25日			至 2019年 1月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	6,051,284円	A	費用控除後の配当等収益額	5,423,572円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	45,225,491円	C	収益調整金額	19,985,805円
D	分配準備積立金額	37,735円	D	分配準備積立金額	635円
E	当ファンドの分配対象収益額	51,314,510円	E	当ファンドの分配対象収益額	25,410,012円
F	10,000口当たり収益分配対象額	223円	F	10,000口当たり収益分配対象額	137円

G	10,000口当たり分配金額	45円	G	10,000口当たり分配金額	35円
H	収益分配金金額	10,310,257円	H	収益分配金金額	6,487,843円
	自 2018年 7月26日			自 2019年 1月26日	
	至 2018年 8月27日			至 2019年 2月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	6,334,833円	A	費用控除後の配当等収益額	6,067,374円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	39,969,221円	C	収益調整金額	18,875,020円
D	分配準備積立金額	7,414円	D	分配準備積立金額	368円
E	当ファンドの分配対象収益額	46,311,468円	E	当ファンドの分配対象収益額	24,942,762円
F	10,000口当たり収益分配対象額	207円	F	10,000口当たり収益分配対象額	134円
G	10,000口当たり分配金額	45円	G	10,000口当たり分配金額	35円
H	収益分配金金額	10,049,691円	H	収益分配金金額	6,471,603円

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 2018年 2月27日 至 2018年 8月27日	自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等、為替予約取引です。そして当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク、流動性リスク <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左
-------------------	--	----

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2018年 8月27日現在	当期 2019年 2月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券</p> <p>同左</p> <p>(3)デリバティブ取引</p>

	デリバティブ取引等に関する注記に記載 しております。	同左
--	-------------------------------	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2018年 8月27日現在	当期 2019年 2月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	74,061,050	27,844,443
親投資信託受益証券	4	4
合計	74,061,054	27,844,439

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2018年 2月27日 至 2018年 8月27日	当期 自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日
	元本の推移	
期首元本額	2,487,973,891円	2,233,264,833円
期中追加設定元本額	343,520,904円	47,954,497円
期中一部解約元本額	598,229,962円	432,189,626円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (BRL Class)	162,833	798,695,865	
投資信託受益証券合計		162,833	798,695,865	
親投資信託受益証券	U B S 短期円金利マザーファンド	42,017	42,071	
親投資信託受益証券合計		42,017	42,071	
合計			798,737,936	

(注)投資信託受益証券および親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドはケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (BRL Class)」(以下「同ファンド」といいます。)ならびに国内投資信託「U B S 短期円金利マザーファンド」(以下「同マザーファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券、「親投資信託受益証券」は同マザーファンドの受益証券です。同ファンドならびに同マザーファンドの状況は、後述の「U B S グローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)南アフリカランドコース<毎月分配型>」の参考および「U B S グローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)マネープール」の参考に記載しております。

【U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース＜毎月分配型＞】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2018年 8月27日現在	当期 2019年 2月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	689,148	286,590
投資信託受益証券	24,504,396	22,562,644
親投資信託受益証券	5,467	5,465
流動資産合計	25,199,011	22,854,699
資産合計	25,199,011	22,854,699
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	195,990	123,393
未払解約金	634	8
未払受託者報酬	997	845
未払委託者報酬	20,932	17,698
未払利息	1	-
その他未払費用	1,883	1,604
流動負債合計	220,437	143,548
負債合計	220,437	143,548
純資産の部		
元本等		
元本	39,198,010	35,255,208
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,219,436	12,544,057
（分配準備積立金）	17	47,688
元本等合計	24,978,574	22,711,151
純資産合計	24,978,574	22,711,151
負債純資産合計	25,199,011	22,854,699

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期		当期	
	自 至	2018年 2月27日 2018年 8月27日	自 至	2018年 8月28日 2019年 2月25日
営業収益				
受取配当金		992,548		843,129
有価証券売買等損益		4,732,649		358,454
営業収益合計		3,740,101		1,201,583
営業費用				
支払利息		192		125
受託者報酬		5,786		4,965
委託者報酬		121,344		103,992
その他費用		9,911		8,466
営業費用合計		137,233		117,548
営業利益又は営業損失()		3,877,334		1,084,035
経常利益又は経常損失()		3,877,334		1,084,035
当期純利益又は当期純損失()		3,877,334		1,084,035
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		175,744		22,544
期首剰余金又は期首欠損金()		9,848,581		14,219,436
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,852,992		1,920,557
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,852,992		1,920,557
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,377,573		486,158
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,377,573		486,158
分配金		1,144,684		820,511
期末剰余金又は期末欠損金()		14,219,436		12,544,057

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)特定期間末日の取扱い 2018年 8月25日および26日が休日のため、前特定期間末日を2018年 8月27日としております。このため、当特定期間は182日となっております。 (2)金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目		前期 2018年 8月27日現在	当期 2019年 2月25日現在
1.	特定期間末日における受益権の総数	39,198,010口	35,255,208口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は14,219,436円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は12,544,057円です。
3.	特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6372円 (6,372円)	0.6442円 (6,442円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2018年 2月27日 至 2018年 8月27日		当期 自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日	
分配金の計算過程 自 2018年 2月27日 至 2018年 3月26日		分配金の計算過程 自 2018年 8月28日 至 2018年 9月25日	
A 費用控除後の配当等収益額	140,436円	A 費用控除後の配当等収益額	127,095円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	368,741円	C 収益調整金額	207,995円

D	分配準備積立金額	69,943円	D	分配準備積立金額	37円
E	当ファンドの分配対象収益額	579,120円	E	当ファンドの分配対象収益額	335,127円
F	10,000口当たり収益分配対象額	160円	F	10,000口当たり収益分配対象額	85円
G	10,000口当たり分配金額	50円	G	10,000口当たり分配金額	50円
H	収益分配金金額	180,365円	H	収益分配金金額	196,551円
	自 2018年 3月27日			自 2018年 9月26日	
	至 2018年 4月25日			至 2018年10月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	144,151円	A	費用控除後の配当等収益額	128,102円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	402,121円	C	収益調整金額	126,509円
D	分配準備積立金額	30,008円	D	分配準備積立金額	3円
E	当ファンドの分配対象収益額	576,280円	E	当ファンドの分配対象収益額	254,614円
F	10,000口当たり収益分配対象額	149円	F	10,000口当たり収益分配対象額	70円
G	10,000口当たり分配金額	50円	G	10,000口当たり分配金額	35円
H	収益分配金金額	193,043円	H	収益分配金金額	125,596円
	自 2018年 4月26日			自 2018年10月26日	
	至 2018年 5月25日			至 2018年11月26日	
A	費用控除後の配当等収益額	154,561円	A	費用控除後の配当等収益額	127,375円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	383,880円	C	収益調整金額	128,262円
D	分配準備積立金額	1,044円	D	分配準備積立金額	2,509円
E	当ファンドの分配対象収益額	539,485円	E	当ファンドの分配対象収益額	258,146円
F	10,000口当たり収益分配対象額	139円	F	10,000口当たり収益分配対象額	70円
G	10,000口当たり分配金額	50円	G	10,000口当たり分配金額	35円
H	収益分配金金額	193,334円	H	収益分配金金額	127,302円
	自 2018年 5月26日			自 2018年11月27日	
	至 2018年 6月25日			至 2018年12月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	148,551円	A	費用控除後の配当等収益額	87,704円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	340,527円	C	収益調整金額	124,818円
D	分配準備積立金額	1,083円	D	分配準備積立金額	3,927円
E	当ファンドの分配対象収益額	490,161円	E	当ファンドの分配対象収益額	216,449円
F	10,000口当たり収益分配対象額	128円	F	10,000口当たり収益分配対象額	61円
G	10,000口当たり分配金額	50円	G	10,000口当たり分配金額	35円
H	収益分配金金額	190,198円	H	収益分配金金額	123,877円
	自 2018年 6月26日			自 2018年12月26日	
	至 2018年 7月25日			至 2019年 1月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	136,441円	A	費用控除後の配当等収益額	142,791円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	302,412円	C	収益調整金額	92,487円
D	分配準備積立金額	25円	D	分配準備積立金額	87円
E	当ファンドの分配対象収益額	438,878円	E	当ファンドの分配対象収益額	235,365円
F	10,000口当たり収益分配対象額	114円	F	10,000口当たり収益分配対象額	66円
G	10,000口当たり分配金額	50円	G	10,000口当たり分配金額	35円

H 収益分配金金額	191,754円	H 収益分配金金額	123,792円
自 2018年 7月26日		自 2019年 1月26日	
至 2018年 8月27日		至 2019年 2月25日	
A 費用控除後の配当等収益額	148,916円	A 費用控除後の配当等収益額	151,704円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	254,479円	C 収益調整金額	92,261円
D 分配準備積立金額	14円	D 分配準備積立金額	19,377円
E 当ファンドの分配対象収益額	403,409円	E 当ファンドの分配対象収益額	263,342円
F 10,000口当たり収益分配対象額	102円	F 10,000口当たり収益分配対象額	74円
G 10,000口当たり分配金額	50円	G 10,000口当たり分配金額	35円
H 収益分配金金額	195,990円	H 収益分配金金額	123,393円

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 2018年 2月27日 至 2018年 8月27日	自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等、為替予約取引です。そして当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク、流動性リスク <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左
-------------------	--	----

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2018年 8月27日現在	当期 2019年 2月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券</p> <p>同左</p> <p>(3)デリバティブ取引</p>

	デリバティブ取引等に関する注記に記載 しております。	同左
--	-------------------------------	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2018年 8月27日現在	当期 2019年 2月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	1,501,877	93,554
親投資信託受益証券	1	-
合計	1,501,878	93,554

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2018年 2月27日 至 2018年 8月27日	当期 自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日
	元本の推移	
期首元本額	41,896,965円	39,198,010円
期中追加設定元本額	4,867,606円	1,314,062円
期中一部解約元本額	7,566,561円	5,256,864円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (ZAR Class)	3,226	22,562,644	
投資信託受益証券合計		3,226	22,562,644	
親投資信託受益証券	U B S 短期円金利マザーファンド	5,458	5,465	
親投資信託受益証券合計		5,458	5,465	
合計			22,568,109	

(注)投資信託受益証券および親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドはケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (ZAR Class)」(以下「同ファンド」といいます。)ならびに国内投資信託「U B S 短期円金利マザーファンド」(以下「同マザーファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券、「親投資信託受益証券」は同マザーファンドの受益証券です。同マザーファンドの状況は、後述の「U B S グローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)マネープール」の参考に記載しております。

ケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (JPY Class)、(AUD Class)、(BRL Class)、(ZAR Class)」の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

ケイマン籍円建て外国投資信託 「グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファン ド」の運用状況

ご参考として、掲載されている当ファンドの損益計算書及び投資有価証券その他の純資産明細表は、2017年11月30日現在の現地Annual Reportからの抜粋であり、現地の会計基準に基づき作成され、監査を受けたものです。

損益計算書

計算期間終了日2017年11月30日

円

収益	
受取利息	114,831,226
その他収益	244,915
金融資産・負債及び外国為替取引に係る実現利益(損失)	(124,225,797)
金融資産・負債及び外国為替取引に係る未実現評価益(評価損)の変動額	281,597,864
収益合計	272,448,208
費用	
投資管理費用	25,190,928
保管費用	11,647,655
専門家費用	8,506,571
管理費用	5,736,670
名義書換事務代行費用	2,140,078
信託費用	1,124,423
取引費用	66,860
登録費用	10,021
その他費用	230,244
費用合計	54,653,450
営業利益(損失)	217,794,758
金融費用	
解約可能受益者への分配金	(150,347,955)
分配後税引前利益(損失)	67,446,803
税金	137,875
解約可能受益者に属する純資産の増減額	67,584,678

2017年11月30日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

	額面	銘柄	対純資産比率(%)	評価額
		固定利付証券(96.4%)		
		オーストラリア(4.3%)		
		事業債(4.3%)		
		APT Pipelines, Ltd.		
USD	185,000	4.20% due 03/23/25	0.5%	¥ 21,512,690
USD	55,000	4.25% due 07/15/27	0.2	6,382,780
		Aurizon Network Pty, Ltd.		
EUR	105,000	2.00% due 09/18/24	0.4	14,885,174
AUD	80,000	4.00% due 06/21/24	0.2	6,926,647
		Ausgrid Finance Pty, Ltd.		
AUD	70,000	3.75% due 10/30/24	0.1	6,009,496
		AusNet Services Holdings Pty, Ltd.		
EUR	100,000	1.50% due 02/26/27	0.4	13,847,357
		Australia Pacific Airports Melbourne Pty, Ltd.		
EUR	125,000	1.75% due 10/15/24	0.4	17,661,435
		Optus Finance Pty, Ltd.		
USD	100,000	4.63% due 10/15/19	0.3	11,630,544
		Origin Energy Finance, Ltd.		
EUR	190,000	2.50% due 10/23/20	0.7	27,059,679
USD	50,000	5.45% due 10/14/21	0.1	6,030,328
		SGSP Australia Assets Pty, Ltd.		
EUR	100,000	2.00% due 06/30/22	0.4	14,289,357
		Telstra Corp., Ltd.		
AUD	200,000	2.90% due 04/19/21	0.5	17,082,165
USD	30,000	3.13% due 04/07/25	0.1	3,361,769
USD	10,000	4.80% due 10/12/21	0.0	1,204,488
		事業債合計		167,883,909
		オーストラリア合計		167,883,909
		ベルギー(0.3%)		
		事業債(0.3%)		
		RESA SA		
EUR	100,000	1.00% due 07/22/26	0.3	13,187,626
		事業債合計		13,187,626
		ベルギー合計		13,187,626
		カナダ(3.8%)		
		事業債(3.8%)		
		Bell Canada, Inc.		
CAD	80,000	4.75% due 09/29/44	0.2	7,515,346
		Canadian Natural Resources, Ltd.		

USD	55,000	2.95% due 01/15/23	0.1		6,119,487
USD	90,000	3.45% due 11/15/21	0.3		10,357,583
USD	110,000	3.85% due 06/01/27	0.3		12,457,016
USD	20,000	4.95% due 06/01/47 Cenovus Energy, Inc.	0.1		2,399,690
USD	150,000	4.25% due 04/15/27 Rogers Communications, Inc.	0.4		16,603,096
CAD	100,000	6.56% due 03/22/41 Suncor Energy, Inc.	0.3		11,559,144
CAD	120,000	3.00% due 09/14/26	0.3		10,345,953
USD	130,000	6.50% due 06/15/38 TELUS Corp.	0.5		19,140,403
CAD	30,000	3.75% due 01/17/25	0.1		2,721,837

	額面	銘柄	対純資産比率(%)		評価額
		固定利付証券 (96.4%) (continued)			
		カナダ (3.8%) (continued)			
		事業債 (3.8%) (continued)			
		TELUS Corp.			
CAD	50,000	4.85% due 04/05/44 Thomson Reuters Corp.	0.1%	¥	4,609,013
CAD	100,000	4.35% due 09/30/20 TransCanada PipeLines, Ltd.	0.2		9,163,302
USD	150,000	3.80% due 10/01/20	0.5		17,405,712
USD	140,000	4.63% due 03/01/34	0.4		17,244,158
		事業債合計			147,641,740
		カナダ合計			147,641,740
		チェコ (0.5%)			
		事業債 (0.5%)			
		NET4GAS sro			
EUR	135,000	2.50% due 07/28/21	0.5		19,363,657
		事業債合計			19,363,657
		チェコ合計			19,363,657
		デンマーク (0.2%)			
		事業債 (0.2%)			
		Orsted A/S			
EUR	50,000	3.00% due 12/29/49	0.2		7,010,682
		事業債合計			7,010,682
		デンマーク合計			7,010,682
		フィンランド (1.2%)			
		事業債 (1.2%)			
		Elenia Finance Oyj			
EUR	160,000	2.88% due 12/17/20	0.6		22,987,734
		Teollisuuden Voima Oyj			
EUR	180,000	4.63% due 02/04/19	0.6		25,254,281
		事業債合計			48,242,015
		フィンランド合計			48,242,015
		フランス (7.6%)			
		事業債 (7.6%)			
		APRR SA			
EUR	200,000	2.25% due 01/16/20	0.7		27,973,583
		Cie Financiere et Industrielle des Autoroutes SA			
EUR	100,000	0.38% due 02/07/25	0.3		12,986,841
		Coentreprise de Transport d'Electricite SA			
EUR	100,000	2.13% due 07/29/32	0.3		13,879,967
		Electricite de France SA			
USD	125,000	5.63% due 12/29/49	0.4		14,491,697
		Engie SA			
EUR	200,000	1.00% due 03/13/26	0.7		26,982,198
EUR	200,000	4.75% due 12/29/49	0.8		30,124,420
		Orange SA			
EUR	100,000	0.75% due 09/11/23	0.4		13,563,418
GBP	50,000	5.25% due 12/05/25	0.2		9,222,387
USD	140,000	5.38% due 01/13/42	0.5		18,673,483
		RTE Reseau de Transport d'Electricite SA			
EUR	100,000	1.00% due 10/19/26	0.3		13,417,072

	額面	銘柄	対純資産比率(%)		評価額
		固定利付証券 (96.4%) (continued)			
		フランス (7.6%)			
		(continued)			
		事業債 (7.6%) (continued)			
		Suez			
EUR	100,000	3.00% due 12/29/49	0.4%	¥	14,055,374
		TDF Infrastructure SAS			
EUR	100,000	2.88% due 10/19/22	0.4		14,579,887
		Total Capital International SA			
EUR	100,000	2.13% due 03/15/23	0.4		14,618,369
USD	30,000	2.70% due 01/25/23	0.1		3,373,458
USD	70,000	2.88% due 02/17/22	0.2		7,955,757

EUR	200,000	TOTAL SA 2.63% due 12/29/49 Transport et Infrastructures Gaz France SA	0.7		27,820,138
EUR	100,000	2.20% due 08/05/25	0.4		14,457,572
EUR	100,000	4.34% due 07/07/21	0.4		15,249,479
		事業債合計			293,425,100
		フランス合計			293,425,100
		イタリア (1.6%) 事業債 (1.6%) CDP Reti SpA			
EUR	100,000	1.88% due 05/29/22 ENI SpA	0.4		13,902,037
EUR	250,000	0.63% due 09/19/24 Italgas SpA	0.8		32,918,062
EUR	105,000	1.63% due 01/19/27	0.4		14,638,356
		事業債合計			61,458,455
		イタリア合計			61,458,455
		メキシコ (2.7%) 事業債 (2.7%) America Movil SAB de CV			
USD	400,000	3.13% due 07/16/22	1.2		45,447,746
USD	150,000	5.00% due 03/30/20	0.5		17,744,123
EUR	100,000	5.13% due 09/06/73 Petroleos Mexicanos	0.3		13,820,591
EUR	100,000	3.75% due 02/21/24	0.4		14,347,346
EUR	80,000	5.50% due 02/24/25	0.3		12,449,012
		事業債合計			103,808,818
		メキシコ合計			103,808,818
		オランダ (10.2%) 事業債 (10.2%) Bharti Airtel International Netherlands BV			
EUR	100,000	4.00% due 12/10/18 Deutsche Telekom International Finance BV	0.4		13,859,846
EUR	200,000	0.63% due 04/03/23	0.7		27,048,086
USD	290,000	6.00% due 07/08/19	0.9		34,380,251
GBP	50,000	6.50% due 04/08/22	0.2		9,138,179
		E.ON International Finance BV			
USD	65,000	6.65% due 04/30/38	0.2		9,559,829
		EDP Finance BV			
EUR	100,000	1.50% due 11/22/27	0.3		13,274,516
EUR	100,000	2.00% due 04/22/25	0.4		14,161,718
	<u>額面</u>	<u>銘柄</u>	<u>対純資産比率 (%)</u>		<u>評価額</u>
		固定利付証券 (96.4%) (continued)			
		オランダ (10.2%) (continued)			
		事業債 (10.2%) (continued)			
		Enel Finance International NV			
EUR	200,000	1.97% due 01/27/25	0.7%	¥	28,786,171
USD	100,000	6.00% due 10/07/39	0.4		13,570,741
		Iberdrola International BV			
EUR	100,000	1.88% due 12/29/49 innogy Finance BV	0.3		13,348,329
GBP	100,000	4.75% due 01/31/34	0.5		18,324,498
GBP	50,000	6.13% due 07/06/39	0.3		10,976,133
		Koninklijke KPN NV			
GBP	175,000	5.00% due 11/18/26 Redexis Gas Finance BV	0.8		31,223,877
EUR	230,000	1.88% due 04/27/27	0.8		30,467,891
EUR	100,000	2.75% due 04/08/21 REN Finance BV	0.4		14,349,587
EUR	200,000	2.50% due 02/12/25 Shell International Finance BV	0.7		29,201,939
USD	200,000	1.88% due 05/10/21	0.6		22,056,514
USD	265,000	3.25% due 05/11/25	0.8		30,215,610
USD	90,000	4.38% due 05/11/45	0.3		10,822,818
USD	140,000	6.38% due 12/15/38	0.5		21,237,720
		事業債合計			396,004,253
		オランダ合計			396,004,253
		ポーランド (0.4%) 事業債 (0.4%) Tauron Polska Energia SA			
EUR	100,000	2.38% due 07/05/27	0.4		13,924,613
		事業債合計			13,924,613
		ポーランド合計			13,924,613
		ポルトガル (0.4%) 事業債 (0.4%) Galp Gas Natural Distribuicao SA			
EUR	100,000	1.38% due 09/19/23	0.4		13,748,472
		事業債合計			13,748,472
		ポルトガル合計			13,748,472
		スペイン (3.7%)			

		事業債 (3.7%)		
		Aigues de Barcelona Finance SAU		
EUR	100,000	1.94% due 09/15/21	0.4	13,930,991
		Canal de Isabel II Gestion SA		
EUR	100,000	1.68% due 02/26/25	0.4	13,736,744
		FCC Aqualia SA		
EUR	100,000	1.41% due 06/08/22	0.3	13,702,919
EUR	100,000	2.63% due 06/08/27	0.4	13,860,994
		Telefonica Emisiones SAU		
EUR	300,000	0.75% due 04/13/22	1.0	40,696,099
EUR	300,000	3.96% due 03/26/21	1.2	45,127,066
		事業債合計		141,054,813
		スペイン合計		141,054,813

	額面	銘柄	対純資産比率 (%)	評価額
		固定利付証券 (96.4%) (continued)		
		スウェーデン (0.4%)		
		事業債 (0.4%)		
		PGE Sweden AB		
EUR	100,000	1.63% due 06/09/19	0.4%	¥ 13,644,544
		事業債合計		13,644,544
		スウェーデン合計		13,644,544
		イギリス (12.1%)		
		事業債 (12.1%)		
		Anglian Water Services Financing Plc.		
GBP	100,000	4.50% due 02/22/26	0.4	17,121,988
		BG Energy Capital Plc.		
EUR	100,000	1.25% due 11/21/22	0.4	13,949,725
		BP Capital Markets Plc.		
USD	160,000	2.75% due 05/10/23	0.5	17,924,093
USD	260,000	3.22% due 04/14/24	0.8	29,631,975
CAD	100,000	3.50% due 11/09/20	0.2	9,017,981
		British Telecommunications Plc.		
EUR	100,000	0.50% due 06/23/22	0.3	13,367,063
EUR	100,000	0.63% due 03/10/21	0.4	13,516,224
EUR	100,000	1.00% due 11/21/24	0.3	13,297,492
		Cadent Finance Plc.		
GBP	100,000	2.75% due 09/22/46	0.4	14,102,957
		EE Finance Plc.		
GBP	100,000	4.38% due 03/28/19	0.4	15,774,238
		Gatwick Funding, Ltd.		
GBP	120,000	5.25% due 01/23/24	0.5	21,299,866
		Heathrow Funding, Ltd.		
EUR	100,000	1.50% due 02/11/30	0.3	13,419,074
GBP	50,000	6.75% due 12/03/26	0.3	10,188,861
		National Grid Electricity Transmission Plc.		
GBP	150,000	4.00% due 06/08/27	0.7	26,230,969
		Northern Gas Networks Finance Plc.		
GBP	50,000	5.63% due 03/23/40	0.3	10,892,206
		Northumbrian Water Finance Plc.		
GBP	100,000	1.63% due 10/11/26	0.4	14,397,223
		Sky Plc.		
EUR	110,000	2.50% due 09/15/26	0.4	15,921,779
		South Eastern Power Networks Plc.		
GBP	60,000	5.50% due 06/05/26	0.3	11,293,939
		Southern Gas Networks Plc.		
GBP	100,000	2.50% due 02/03/25	0.4	15,554,153
		Southern Water Services Finance, Ltd.		
GBP	50,000	5.00% due 03/31/21	0.2	8,463,675
		SSE Plc.		
GBP	100,000	3.88% due 12/29/49	0.4	15,716,070
		State Grid Europe Development 2014 Plc.		
EUR	100,000	1.50% due 01/26/22	0.4	13,762,576
		Thames Water Utilities Cayman Finance, Ltd.		
GBP	100,000	3.50% due 02/25/28	0.4	16,311,114
		Vodafone Group Plc.		
USD	70,000	4.38% due 02/19/43	0.2	7,873,357
USD	100,000	6.15% due 02/27/37	0.4	13,693,883
		Wales & West Utilities Finance Plc.		
GBP	70,000	6.25% due 11/30/21	0.3	12,582,163

	額面	銘柄	対純資産比率 (%)	評価額
		固定利付証券 (96.4%) (continued)		
		イギリス (12.1%) (continued)		
		事業債 (12.1%) (continued)		
		Western Power Distribution West Midlands Plc.		
GBP	100,000	5.75% due 04/16/32	0.5%	¥ 20,301,390
		WPP Finance 2010		
USD	125,000	3.75% due 09/19/24	0.4	14,264,749
		WPP Finance 2013		
EUR	100,000	0.43% due 03/23/18	0.3	13,361,325
		Yorkshire Water Services Bradford Finance, Ltd.		

GBP	100,000	3.63% due 08/01/29	0.5	17,092,101
GBP	100,000	3.75% due 03/22/46	0.4	15,972,723
		事業債合計		466,296,932
		イギリス合計		466,296,932
		アメリカ合衆国 (47.0%)		
		事業債 (45.6%)		
		21st Century Fox America, Inc.		
USD	150,000	4.50% due 02/15/21	0.5	17,742,824
USD	225,000	6.20% due 12/15/34	0.8	30,965,276
		AEP Transmission Co. LLC		
USD	50,000	3.75% due 12/01/47	0.2	5,660,753
		American Airlines 2014-1 Class B Pass Through Trust		
USD	14,757	4.38% due 10/01/22	0.0	1,690,958
		Anadarko Petroleum Corp.		
USD	80,000	3.45% due 07/15/24	0.2	8,863,613
USD	40,000	7.95% due 06/15/39	0.2	6,008,505
		Andeavor Logistics LP / Tesoro Logistics Finance Corp.		
USD	50,000	4.25% due 12/01/27	0.1	5,585,383
		Apache Corp.		
USD	180,000	4.25% due 01/15/44	0.5	18,955,334
		AT&T, Inc.		
USD	200,000	3.00% due 02/15/22	0.6	22,448,005
USD	310,000	3.40% due 05/15/25	0.9	33,974,836
USD	110,000	3.90% due 08/14/27	0.3	12,223,724
USD	490,000	4.75% due 05/15/46	1.4	52,420,444
USD	385,000	5.00% due 03/01/21	1.2	46,159,208
USD	115,000	5.15% due 03/15/42	0.3	13,067,623
USD	275,000	5.35% due 09/01/40	0.8	32,137,419
		Baltimore Gas & Electric Co.		
USD	100,000	3.50% due 08/15/46	0.3	10,757,737
		Berkshire Hathaway Energy Co.		
USD	120,000	5.15% due 11/15/43	0.4	15,923,602
USD	40,000	6.13% due 04/01/36	0.2	5,856,708
		Burlington Northern Santa Fe LLC		
USD	215,000	3.05% due 09/01/22	0.6	24,632,538
USD	165,000	5.40% due 06/01/41	0.6	22,748,840
		CBS Corp.		
USD	100,000	2.90% due 01/15/27	0.3	10,445,440
		Charter Communications Operating LLC / Charter Communications		
		Operating Capital		
USD	340,000	4.46% due 07/23/22	1.0	39,658,807
USD	50,000	5.38% due 05/01/47	0.2	5,647,732
		Chevron Corp.		
USD	200,000	2.36% due 12/05/22	0.6	22,166,565

	額面	銘柄	対純資産比率 (%)	評価額
		固定利付証券 (96.4%) (continued)		
		アメリカ合衆国 (47.0%) (continued)		
		事業債 (45.6%) (continued)		
		Cimarex Energy Co.		
USD	50,000	3.90% due 05/15/27	0.2%	¥ 5,683,126
		Comcast Corp.		
USD	200,000	4.75% due 03/01/44	0.6	24,807,186
		ConocoPhillips		
USD	145,000	6.50% due 02/01/39	0.6	21,930,022
		ConocoPhillips Co.		
USD	55,000	3.35% due 05/15/25	0.2	6,310,435
USD	93,000	4.20% due 03/15/21	0.3	10,974,869
		Consumers Energy Co.		
USD	50,000	3.25% due 08/15/46	0.1	5,188,887
		Continental Airlines 2009-2 Class A Pass Through Trust		
USD	94,514	7.25% due 11/10/19	0.3	11,475,651
		Devon Energy Corp.		
USD	130,000	5.60% due 07/15/41	0.4	16,713,965
		Discovery Communications LLC		
USD	50,000	3.95% due 03/20/28	0.1	5,475,063
		Dominion Energy, Inc.		
USD	120,000	2.85% due 08/15/26	0.3	12,914,997
USD	30,000	6.30% due 03/15/33	0.1	4,225,131
		DTE Energy Co.		
USD	120,000	6.38% due 04/15/33	0.4	16,951,026
		Duke Energy Carolinas LLC		
USD	140,000	4.00% due 09/30/42	0.4	16,439,039
		Duke Energy Corp.		
USD	110,000	3.55% due 09/15/21	0.3	12,724,655
		Duke Energy Florida LLC		
USD	105,000	3.40% due 10/01/46	0.3	11,164,850
USD	100,000	3.85% due 11/15/42	0.3	11,383,503
		Enable Midstream Partners LP		
USD	75,000	3.90% due 05/15/24	0.2	8,421,488
		Energy Transfer LP		
USD	240,000	6.05% due 06/01/41	0.7	28,402,825
USD	64,000	9.00% due 04/15/19	0.2	7,768,942

USD	110,000	EnLink Midstream Partners LP 4.40% due 04/01/24	0.3		12,673,453
USD	150,000	Enterprise Products Operating LLC 4.85% due 08/15/42	0.5		17,821,681
USD	50,000	4.85% due 03/15/44	0.2		5,940,882
USD	140,000	ERAC USA Finance LLC 5.20% due 09/01/20	0.4		16,779,207
USD	150,000	5.63% due 03/15/42	0.5		19,228,837
USD	240,000	Exelon Corp. 3.40% due 04/15/26	0.7		26,954,607
USD	35,000	Exxon Mobil Corp. 3.57% due 03/06/45	0.1		3,860,320
USD	90,000	4.11% due 03/01/46	0.3		10,804,786
EUR	100,000	FedEx Corp. 1.63% due 01/11/27	0.4		13,672,884
USD	100,000	4.55% due 04/01/46	0.3		11,886,584
USD	155,000	Florida Power & Light Co. 5.65% due 02/01/37	0.6		22,066,427

	額面	銘柄	対純資産比率(%)		評価額
		固定利付証券 (96.4%) (continued)			
		アメリカ合衆国 (47.0%) (continued)			
		事業債 (45.6%) (continued)			
USD	150,000	Kinder Morgan Energy Partners LP 5.00% due 03/01/43	0.4%	¥	16,590,807
USD	135,000	Kinder Morgan, Inc. 3.15% due 01/15/23	0.4		15,002,611
USD	195,000	5.30% due 12/01/34	0.6		23,075,814
USD	30,000	5.63% due 11/15/23	0.1		3,695,938
USD	60,000	Marathon Oil Corp. 2.80% due 11/01/22	0.2		6,624,854
USD	115,000	3.85% due 06/01/25	0.3		12,991,971
USD	110,000	Marathon Petroleum Corp. 4.75% due 09/15/44	0.3		12,526,678
USD	300,000	MidAmerican Energy Co. 3.50% due 10/15/24	0.9		35,118,946
USD	120,000	Monongahela Power Co. 5.40% due 12/15/43	0.4		16,303,042
USD	80,000	MPLX LP 5.20% due 03/01/47	0.2		9,446,203
USD	370,000	NBCUniversal Media LLC 2.88% due 01/15/23	1.1		41,779,964
USD	360,000	4.38% due 04/01/21	1.1		42,896,147
USD	60,000	Noble Energy, Inc. 4.95% due 08/15/47	0.2		6,957,006
USD	100,000	Norfolk Southern Corp. 2.90% due 02/15/23	0.3		11,259,380
USD	100,000	Occidental Petroleum Corp. 3.13% due 02/15/22	0.3		11,450,481
USD	170,000	Oncor Electric Delivery Co. LLC 7.25% due 01/15/33	0.7		26,728,717
USD	75,000	7.50% due 09/01/38	0.3		12,503,717
USD	250,000	Pacific Gas & Electric Co. 6.05% due 03/01/34	0.9		34,774,264
USD	110,000	Phillips 66 4.65% due 11/15/34	0.3		13,269,294
USD	70,000	Phillips 66 Partners LP 4.68% due 02/15/45	0.2		7,854,711
USD	100,000	Plains All American Pipeline LP / PAA Finance Corp. 3.60% due 11/01/24	0.3		10,830,658
USD	115,000	PPL Capital Funding, Inc. 4.70% due 06/01/43	0.4		14,076,773
USD	240,000	Schlumberger Holdings Corp. 3.00% due 12/21/20	0.7		27,219,752
USD	90,000	Sempra Energy 6.00% due 10/15/39	0.3		12,945,063
USD	130,000	Southern California Edison Co. 4.50% due 09/01/40	0.4		16,318,005
USD	250,000	Southern Co. 3.25% due 07/01/26	0.7		27,538,234
USD	150,000	4.40% due 07/01/46	0.5		17,574,382
USD	110,000	Southwestern Electric Power Co. 6.20% due 03/15/40	0.4		16,197,078
USD	50,000	Time Warner Cable LLC 4.50% due 09/15/42	0.1		5,175,386

	額面	銘柄	対純資産比率(%)		評価額
		固定利付証券 (96.4%) (continued)			
		アメリカ合衆国 (47.0%) (continued)			
		事業債 (45.6%) (continued)			
USD	150,000	Time Warner Cable LLC 5.00% due 02/01/20	0.5%	¥	17,586,054

有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

USD	100,000	5.50% due 09/01/41	0.3	11,662,477
USD	100,000	6.75% due 06/15/39 Time Warner, Inc.	0.3	13,065,422
USD	250,000	3.55% due 06/01/24 Transcontinental Gas Pipe Line Co. LLC	0.7	28,428,766
USD	50,000	4.45% due 08/01/42 Union Pacific Corp.	0.2	5,727,431
USD	90,000	3.35% due 08/15/46	0.2	9,431,858
USD	60,000	4.05% due 11/15/45 United Airlines 2016-1 Class B Pass Through Trust	0.2	7,044,551
USD	50,000	3.65% due 01/07/26 United Parcel Service, Inc.	0.1	5,550,063
USD	80,000	3.63% due 10/01/42 Valero Energy Corp.	0.2	8,870,052
USD	119,000	4.90% due 03/15/45 Verizon Communications, Inc.	0.4	14,535,723
EUR	100,000	2.88% due 01/15/38	0.4	13,687,028
USD	102,000	2.95% due 03/15/22	0.3	11,479,528
USD	185,000	3.38% due 02/15/25	0.5	20,681,151
USD	100,000	4.75% due 11/01/41	0.3	11,312,227
USD	100,000	5.15% due 09/15/23	0.3	12,380,820
USD	170,000	5.25% due 03/16/37	0.5	20,796,886
USD	490,000	5.50% due 03/16/47 Virginia Electric & Power Co.	1.6	61,294,667
USD	230,000	2.75% due 03/15/23	0.7	25,688,075
USD	60,000	4.00% due 11/15/46 Walt Disney Co.	0.2	6,996,350
USD	60,000	1.85% due 07/30/26 Williams Partners LP	0.2	6,125,179
USD	305,000	4.30% due 03/04/24	1.0	35,768,924
USD	40,000	4.90% due 01/15/45 Xcel Energy, Inc.	0.1	4,642,613
USD	50,000	4.70% due 05/15/20	0.2	5,852,013
USD	105,000	4.80% due 09/15/41	0.3	13,093,340
USD	95,000	6.50% due 07/01/36	0.4	14,169,317
		事業債合計		1,760,983,593
		国債 (1.4%)		
		U.S. Treasury Note		
USD	500,000	1.00% due 12/31/17	1.4	55,944,529
		国債合計		55,944,529
		アメリカ合衆国合計		1,816,928,122
		固定利付証券合計 (Cost ¥3,401,416,519)		¥ 3,723,623,751

為替予約取引 (対純資産比率1.0%)

買	相手方	約定金額	予約期日	売	約定金額	未実現純益 (純損)
AUD	JPMorgan Chase & Co.	275,300	12/04/2017	JPY	23,417,844	¥ (29,857)
CAD	Canadian Imperial Bank of Commerce	657,300	12/04/2017	JPY	57,335,622	(238,680)
EUR	State Street Bank & Trust Co.	7,742,400	12/04/2017	JPY	1,029,352,080	3,656,592
GBP	UBS AG	2,392,100	12/04/2017	JPY	361,829,046	500,551
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	15,273,587	12/04/2017	USD	134,600	210,919
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	18,496,702	12/04/2017	USD	163,000	255,879
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	10,873,487	12/04/2017	USD	97,000	18,518
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	24,063,533	12/04/2017	AUD	275,300	675,546
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	362,918,648	12/04/2017	GBP	2,392,100	589,051
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	58,104,203	12/04/2017	CAD	657,300	1,007,261
JPY	Citibank NA	1,020,185,614	12/04/2017	EUR	7,681,600	(4,710,984)
JPY	State Street Bank & Trust Co.	2,353,652,380	12/04/2017	USD	20,664,200	41,185,952
JPY	Canadian Imperial Bank of Commerce	57,241,759	01/10/2018	CAD	657,300	238,897
JPY	Citibank NA	2,343,772,236	01/10/2018	USD	20,914,400	8,794,007
JPY	JPMorgan Chase & Co.	23,360,053	01/10/2018	AUD	275,300	31,522
JPY	State Street Bank & Trust Co.	1,029,731,458	01/10/2018	EUR	7,742,400	(3,690,859)
JPY	UBS AG	361,562,566	01/10/2018	GBP	2,392,100	(547,637)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	144,400	12/04/2017	JPY	16,279,627	(120,272)
USD	Citibank NA	20,914,400	12/04/2017	JPY	2,349,105,408	(8,639,875)
						¥ 39,186,531

AUD Class為替予約取引 (対純資産比率 - 0.7%)

買	相手方	約定金額	予約期日	売	約定金額	未実現純益 (純損)
AUD	Citibank NA	11,110,000	12/04/2017	JPY	971,102,880	¥ (27,257,837)
AUD	JPMorgan Chase & Co.	10,890,000	01/10/2018	JPY	924,050,041	(1,246,889)
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	18,621,306	12/04/2017	AUD	220,000	(68,695)
JPY	JPMorgan Chase & Co.	926,336,070	12/04/2017	AUD	10,890,000	1,181,028
						¥ (27,392,393)

BRL Class為替予約取引 (対純資産比率 - 0.3%)

有価証券届出書（内国投資信託受益証券）

買	相手方	約定金額	予約期日	売	約定金額	未実現純益（純損）
BRL	Citibank NA	34,695,250	12/04/2017	USD	10,637,494	¥ (2,540,843)
BRL	Credit Suisse AG	32,440,000	12/04/2017	USD	9,903,831	2,347,601
BRL	Credit Suisse AG	1,401,800	12/04/2017	USD	430,000	(126,264)
BRL	Credit Suisse AG	853,450	12/04/2017	USD	260,000	123,942
BRL	Citibank NA	34,700,000	01/10/2018	USD	10,745,196	(19,008,809)
BRL	Credit Suisse AG	724,163	01/10/2018	USD	225,000	(481,098)
JPY	Citibank NA	1,198,373,719	12/04/2017	USD	10,790,002	(9,101,835)
USD	Citibank NA	10,790,002	12/04/2017	BRL	34,695,250	19,607,505
USD	Citibank NA	9,903,831	12/04/2017	JPY	1,120,281,802	(11,974,788)
USD	Credit Suisse AG	430,000	12/04/2017	JPY	48,761,441	(641,477)
USD	Credit Suisse AG	261,666	12/04/2017	BRL	853,450	62,501
USD	Credit Suisse AG	429,789	12/04/2017	BRL	1,401,800	102,657
USD	Credit Suisse AG	9,946,039	12/04/2017	BRL	32,440,000	2,375,684
USD	Credit Suisse AG	260,000	12/04/2017	JPY	29,616,314	(520,522)
USD	Citibank NA	10,745,196	01/10/2018	JPY	1,190,668,873	8,973,463
USD	Credit Suisse AG	225,000	01/10/2018	JPY	24,944,873	175,145
						¥ (10,627,138)

ZAR Class為替予約取引（対純資産比率0.0%）

買	相手方	約定金額	予約期日	売	約定金額	未実現純益（純損）
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	935,940	12/04/2017	ZAR	120,000	¥ (48,385)
JPY	JPMorgan Chase & Co.	22,365,200	12/04/2017	ZAR	2,720,000	53,842
ZAR	Brown Brothers Harriman & Co.	2,780,000	12/04/2017	JPY	22,283,646	519,875
ZAR	Brown Brothers Harriman & Co.	60,000	12/04/2017	JPY	486,588	5,574
ZAR	JPMorgan Chase & Co.	2,720,000	01/10/2018	JPY	22,181,464	(59,909)
						¥ 470,997

2017年11月30日の先物取引（対純資産比率0.0%）

売買	銘柄	満期月	単位	未実現益（損）
Long	Canada Government 10-Year Bond	03/2018	5	¥ (173,725)
Long	Euro-Bund Future	12/2017	1	33,358
Short	Long Gilt Future	03/2018	(6)	654,394
Long	US 10 Year Note (CBT) Future	03/2018	18	(566,519)
Long	US 5 Year Note (CBT) Future	03/2018	3	(65,570)
Short	US Ultra Long Bond (CBT) Future	03/2018	(8)	244,792
				¥ 126,730

金融資産と金融負債の公正な価額での評価益または評価損	対純資産比率（%）	評価額
固定利付証券合計	96.4	¥ 3,723,623,751
為替予約取引に係る未実現益合計	2.4	92,693,512
為替予約取引に係る未実現損合計	(2.4)	(91,055,515)
先物取引に係る未実現益合計	0.0	932,544
先物取引に係る未実現損合計	0.0	(805,814)
現預金およびその他資産（負債控除後）	3.6	138,240,640
純資産	100.0%	¥ 3,863,629,118

【U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2018年 8月27日現在	当期 2019年 2月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	314,607	314,567
親投資信託受益証券	3,083,269	3,081,731
流動資産合計	3,397,876	3,396,298
資産合計	3,397,876	3,396,298
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1	1
未払委託者報酬	2	8
流動負債合計	3	9
負債合計	3	9
純資産の部		
元本等		
元本	3,392,323	3,392,323
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,550	3,966
（分配準備積立金）	18,109	18,109
元本等合計	3,397,873	3,396,289
純資産合計	3,397,873	3,396,289
負債純資産合計	3,397,876	3,396,298

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2018年 2月27日 至 2018年 8月27日	当期 自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,232	1,538
営業収益合計	1,232	1,538
営業費用		
支払利息	30	37
受託者報酬	1	1
委託者報酬	2	8
営業費用合計	33	46
営業利益又は営業損失（ ）	1,265	1,584
経常利益又は経常損失（ ）	1,265	1,584
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,265	1,584
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,815	5,550
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,550	3,966

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 計算期間末日の取扱い 2018年 8月25日および26日が休日のため、前計算期間末日を2018年 8月27日としております。このため、当計算期間は182日となっております。 (2) 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目		前期 2018年 8月27日現在	当期 2019年 2月25日現在
1.	計算期間末日における受益権の総数	3,392,323口	3,392,323口
2.	計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0016円 (10,016円)	1.0012円 (10,012円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2018年 2月27日 至 2018年 8月27日		当期 自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額 0円	A	費用控除後の配当等収益額 0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 14,986円	C	収益調整金額 14,986円
D	分配準備積立金額 18,109円	D	分配準備積立金額 18,109円
E	当ファンドの分配対象収益額 33,095円	E	当ファンドの分配対象収益額 33,095円
F	10,000口当たり収益分配対象額 97円	F	10,000口当たり収益分配対象額 97円
G	10,000口当たり分配金額 0円	G	10,000口当たり分配金額 0円
H	収益分配金金額 0円	H	収益分配金金額 0円

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2018年 2月27日 至 2018年 8月27日	当期 自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、親投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等です。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に関催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期	当期
	2018年 8月27日現在	2019年 2月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期	当期
	2018年 8月27日現在	2019年 2月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,232	1,538
合計	1,232	1,538

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期	当期
	自 2018年 2月27日 至 2018年 8月27日	自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日
元本の推移		
期首元本額	3,392,323円	3,392,323円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	- 円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	U B S 短期円金利マザーファンド	3,077,730	3,081,731	
合計		3,077,730	3,081,731	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「U B S 短期円金利マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「U B S 短期円金利マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

UBS短期円金利マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2018年 8月27日現在	2019年 2月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,498,189	3,496,514
流動資産合計	3,498,189	3,496,514
資産合計	3,498,189	3,496,514
負債の部		
流動負債		
未払利息	9	9
流動負債合計	9	9
負債合計	9	9
純資産の部		
元本等		
元本	3,491,996	3,491,996
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	6,184	4,509
元本等合計	3,498,180	3,496,505
純資産合計	3,498,180	3,496,505
負債純資産合計	3,498,189	3,496,514

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
-------------------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	2018年 8月27日現在	2019年 2月25日現在
1. 開示対象ファンドの期末日における受益権の総数	3,491,996口	3,491,996口
2. 開示対象ファンドの期末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0018円 (10,018円)	1.0013円 (10,013円)

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年 2月27日 至 2018年 8月27日	自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、公社債等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、公社債等、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2018年 8月27日現在	2019年 2月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 該当事項はありません。</p> <p>(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>
---------------------------------------	--	---

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	自 2018年 2月27日 至 2018年 8月27日	自 2018年 8月28日 至 2019年 2月25日
1. 元本の推移 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,491,996円	3,491,996円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	- 円
2. 開示対象ファンドの期末日における元本の内訳 UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール	3,077,730円	3,077,730円

UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)円コース<毎月分配型>	312,084円	312,084円
UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)豪ドルコース<毎月分配型>	54,707円	54,707円
UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)ブラジルリアルコース<毎月分配型>	42,017円	42,017円
UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)南アフリカランドコース<毎月分配型>	5,458円	5,458円
合計	3,491,996円	3,491,996円

附属明細表

第1 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2019年 2月28日現在です。

【U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース＜毎月分配型＞】

【純資産額計算書】

資産総額	1,132,237,731円
負債総額	4,699,820円
純資産総額（ - ）	1,127,537,911円
発行済口数	1,276,614,100口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8832円

【U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース＜毎月分配型＞】

【純資産額計算書】

資産総額	392,194,742円
負債総額	1,077,954円
純資産総額（ - ）	391,116,788円
発行済口数	613,682,292口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6373円

【U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース＜毎月分配型＞】

【純資産額計算書】

資産総額	806,332,120円
負債総額	521,792円
純資産総額（ - ）	805,810,328円
発行済口数	1,854,713,980口
1口当たり純資産額（ / ）	0.4345円

【U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース＜毎月分配型＞】

【純資産額計算書】

資産総額	22,836,512円
負債総額	103,579円

純資産総額（ - ）	22,732,933円
発行済口数	35,201,505口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6458円

【U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール】

【純資産額計算書】

資産総額	3,396,289円
負債総額	円
純資産総額（ - ）	3,396,289円
発行済口数	3,392,323口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0012円

（参考）

U B S 短期円金利マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	3,496,487円
負債総額	9円
純資産総額（ - ）	3,496,478円
発行済口数	3,491,996口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0013円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとしします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとしします。

- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2019年2月末現在の委託会社の資本金の額：	2,200,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	86,400株
発行済株式総数：	21,600株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

経営体制

(取締役会)

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

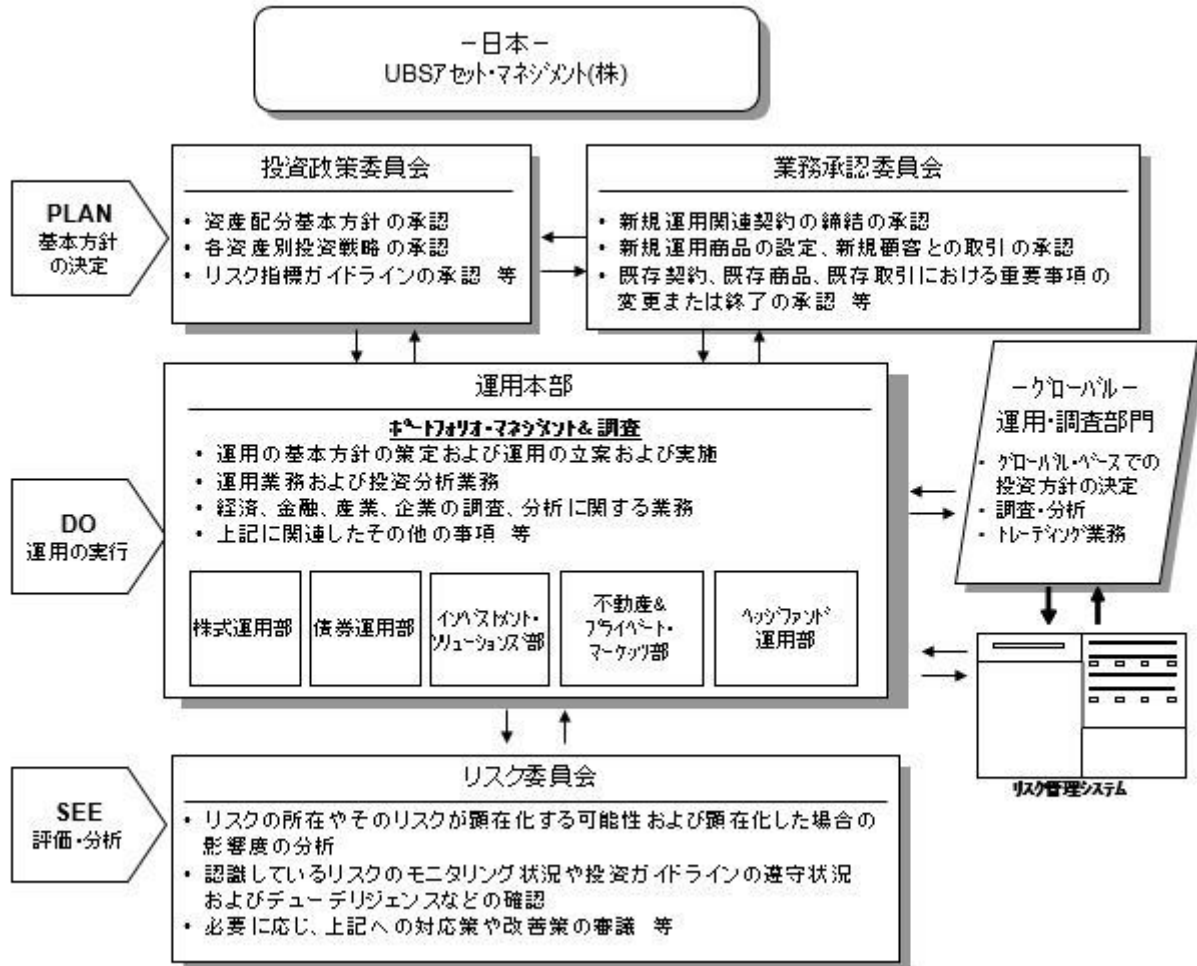
(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

投資運用の意思決定機構



2019年2月末現在

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2019年2月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	13	44,348
追加型株式投資信託	82	869,627
合計	95	913,975

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2018年1月1日から2018年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別		前事業年度 (2017年12月31日)		当事業年度 (2018年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金	*1		3,719,875		3,506,883
未収入金	*1		99,677		58,517
未収委託者報酬			608,627		1,143,245
未収運用受託報酬	*1		1,782,978		2,050,817
その他未収収益	*1		586,151		571,116
前払費用			12,225		16,682
繰延税金資産			267,900		223,400
その他			2,496		512
			7,079,932		7,571,175
流動資産計					
固定資産					
投資その他の資産			258,700		205,500
投資有価証券		200		100	
繰延税金資産		238,499		185,399	
ゴルフ会員権		20,000		20,000	
			258,700		205,500
固定資産計					
資産合計					
			7,338,632		7,776,676

期別		前事業年度 (2017年12月31日)		当事業年度 (2018年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金			57,328		61,156
未払費用	*1		1,565,280		1,841,768
未払消費税			114,988		146,096
未払法人税等			371,144		508,920
賞与引当金			739,529		597,449
その他			17,221		46,332
			2,865,493		3,201,722
流動負債計					
固定負債					
退職給付引当金			32,350		45,752
			32,350		45,752
固定負債計					
負債合計					
			2,897,843		3,247,475
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			4,440,788		4,529,200
利益剰余金			2,240,788		2,329,200
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		1,690,788		1,779,200	
繰越利益剰余金		1,690,788		1,779,200	
評価・換算差額等			0		0

その他有価証券評価差額金		0		0	
純資産合計			4,440,788		4,529,200
負債・純資産合計			7,338,632		7,776,676

(2)【損益計算書】

期別	注記 番号	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)		当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬			7,553,192		7,631,579
運用受託報酬	*1*2		3,264,567		3,576,959
その他営業収益	*1*3		1,818,040		2,075,804
営業収益計			12,635,800		13,284,344
営業費用					
支払手数料			3,942,239		3,798,816
広告宣伝費			105,687		87,432
調査費			113,392		101,676
営業雑経費			93,526		93,408
通信費		8,307		4,067	
印刷費		64,844		61,318	
協会費		16,642		16,503	
その他	*1	3,731		11,520	
営業費用計			4,254,845		4,081,334
一般管理費					
給料			2,672,661		2,555,201
役員報酬		206,524		315,203	
給料・手当	*1	1,821,359		1,784,362	
賞与		644,777		455,635	
交際費			22,847		21,741
旅費交通費			94,852		85,763
租税公課			75,054		80,028
不動産賃借料			233,280		236,883
退職給付費用			69,860		234,506
事務委託費	*1		2,869,133		3,174,782
諸経費			80,139		99,018
一般管理費計			6,117,829		6,487,925
営業利益			2,263,125		2,715,083
営業外収益					
受取利息		4		9	
雑収入		93		1,039	
営業外収益計			98		1,048
営業外費用					
為替差損		32,200		44,039	
雑損失		353		0	
営業外費用計			32,553		44,039
経常利益			2,230,670		2,672,092
税引前当期純利益			2,230,670		2,672,092
法人税、住民税及び事業税			654,253		796,961
法人税等調整額			60,600		97,600

当期純利益			1,515,817		1,777,531
-------	--	--	-----------	--	-----------

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金				その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	2,200,000	550,000	1,108,091	1,658,091	3,858,091	39	39	3,858,051
当期中の変動額								
剰余金の配当			933,120	933,120	933,120			933,120
当期純利益			1,515,817	1,515,817	1,515,817			1,515,817
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						40	40	40
当期中の変動額合計			582,697	582,697	582,697	40	40	582,737
当期末残高	2,200,000	550,000	1,690,788	2,240,788	4,440,788	0	0	4,440,788

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金				その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	2,200,000	550,000	1,690,788	2,240,788	4,440,788	0	0	4,440,788
当期中の変動額								
剰余金の配当			1,689,120	1,689,120	1,689,120			1,689,120
当期純利益			1,777,531	1,777,531	1,777,531			1,777,531
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						0	0	0
当期中の変動額合計			88,411	88,411	88,411	0	0	88,411
当期末残高	2,200,000	550,000	1,779,200	2,329,200	4,529,200	0	0	4,529,200

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
829千円	1,131千円

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 税効果会計

「税効果会計にかかる会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日)

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

2019年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計にかかる会計基準の適用指針」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 収益認識

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の一つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
現金・預金	491,408	1,439,141
未収入金	2,073	13,143
未収運用受託報酬	9	8
その他未収収益	164,575	155,367
未払費用	278,614	61,627

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前事業年度 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日	当事業年度 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日
運用受託報酬	186,422	52
その他営業収益	229,742	297,077
営業雑経費その他	2,310	499
人件費	2,319	2,184
事務委託費	737,791	478,464

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

(単位：千円)

	前事業年度 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日	当事業年度 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日
投資助言報酬	163,225	73,466

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年3月31日 定時株主総会	普通株式	933,120	43,200	2016年12月31日	2017年4月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-----------	-----------	----------------	-----------------	-----	-------

第23期定時 株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,689,120	78,200	2017年12月31日	第23期定時 株主総会の翌日
----------------	------	-----------	-----------	--------	-------------	-------------------

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年3月28日 定時株主総会	普通株式	1,689,120	78,200	2017年12月31日	2018年3月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第24期定時 株主総会	普通株式	利益 剰余金	368,000	17,037	2018年12月31日	第24期定時 株主総会の翌日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2017年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,719,875	3,719,875	-
未収入金	99,677	99,677	-
未収委託者報酬	608,627	608,627	-
未収運用受託報酬	1,782,978	1,782,978	-
その他未収収益	586,151	586,151	-
資産計	6,797,310	6,797,310	-
未払費用	1,565,280	1,565,280	-
未払法人税等	371,144	371,144	-
負債計	1,936,424	1,936,424	-

当事業年度(2018年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,506,883	3,506,883	-
未収入金	58,517	58,517	-
未収委託者報酬	1,143,245	1,143,245	-
未収運用受託報酬	2,050,817	2,050,817	-
その他未収収益	571,116	571,116	-
資産計	7,330,580	7,330,580	-
未払費用	1,841,768	1,841,768	-
未払法人税等	508,920	508,920	-
負債計	2,350,688	2,350,688	-

(注)1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

(注)2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2017年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	3,719,875	-
未収入金	99,677	-
未収委託者報酬	608,627	-
未収運用受託報酬	1,782,978	-
その他未収収益	586,151	-
合計	6,797,310	-

当事業年度(2018年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	3,506,883	-
未収入金	58,517	-
未収委託者報酬	1,143,245	-
未収運用受託報酬	688,306	1,362,511
その他未収収益	571,116	-
合計	5,968,069	1,362,511

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度(2017年12月31日)

重要性がないため記載を省略しております。

当事業年度(2018年12月31日)

重要性がないため記載を省略しております。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社及びUBS銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

退職給付債務の期首残高	1,136,659
-------------	-----------

勤務費用	131,944
利息費用	4,792
数理計算上の差異の当期発生額	37,097
退職給付の支払額	149,929
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,086,368

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	993,530
期待運用収益	4,695
数理計算上の差異の当期発生額	67,527
事業主からの拠出額	138,195
退職給付の支払額	149,929
年金資産の期末残高	1,054,018

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	1,086,368
年金資産	1,054,018
小計	32,350
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,350
退職給付引当金	32,350
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,350

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	131,944
利息費用	4,792
期待運用収益	4,695
数理計算上の差異の費用処理額	104,624
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	27,415

(注)上記の他、特別退職金18,475千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	36%
株式	19%
その他	45%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.486%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,970千円でありました。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社及びUBS銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	1,086,368
勤務費用	126,106
利息費用	4,529
数理計算上の差異の当期発生額	33,730
退職給付の支払額	97,516
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,085,756

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	1,054,018
期待運用収益	5,217
数理計算上の差異の当期発生額	54,968
事業主からの拠出額	133,252
退職給付の支払額	97,516
年金資産の期末残高	1,040,003

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	1,085,756
年金資産	1,040,003
小計	45,752
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,752
退職給付引当金	45,752
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,752

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	126,106
利息費用	4,529
期待運用収益	5,217
数理計算上の差異の費用処理額	18,868
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	144,285

(注)上記の他、特別退職金65,358千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	38%
株式	16%
その他	46%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.450%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、24,862千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	19,700	15,200
減価償却超過額	20,400	11,600
未払事業税	20,100	23,000
株式報酬費用	129,000	85,300
退職給付引当金	57,100	61,000
賞与引当金	228,200	183,000
その他	31,900	29,700
繰延税金資産小計	506,400	408,800
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	506,400	408,800
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金負債合計	0	0
繰延税金資産純額	506,399	408,799

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
法定実効税率	30.86%	30.86%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.51%	2.08%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.07%	0.00%
その他	1.25%	0.54%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.05%	33.48%

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

日本	米国	その他	合計
2,640,642千円	1,288,034千円	1,153,931千円	5,082,607千円

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

日本	米国	その他	合計
3,413,013千円	1,277,515千円	962,235千円	5,652,764千円

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ(*1)	2,272,388千円	投資運用

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ(*1)	2,092,822千円	投資運用

(注) 運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBSグループは、世界50カ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親	UBS AG (最終親会社である UBS Group AGはNYSE及	スイス・	3.8億			金銭の預 入れ、資 産運用業	金銭の預入れ		現金・預金	491,408
							増加	5,833,063		
							減少	6,459,229		
						運用受託報酬	186,422	未収入金	2,073	

会社	びSIXに上場、UBS Asset Management AGは非上場)	チューリッヒ	スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有)間接100%	務及びそれに関する事務委託等、人件費	その他営業収益 その他営業費用 事務委託費 不動産関係費(受取) 人件費	229,742	未収運用受託報酬	9
								2,975	その他未収収益	164,575
								737,791	未払費用	278,614
								665		
							2,319			

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社等	UBS Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	10百万 スイスフラン	銀行業務	なし	金銭の預入れ	金銭の預入れ 増加 減少	164,119 208,766	現金・預金	24,418
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	321 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、 社会保険料 などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取) 人件費	201,287 224,391 108,562 7,800	未収入金 未払費用	34,377 217,221
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万 オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 事務委託費	113,277 141,397	未収入金 その他未収収益 未払費用	51,971 16,548 75,784
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万 シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	90,331 61,898 147,077	未収運用受託報酬 未払費用	80,793 12,489
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 事務委託費	201,619 1,097,519	その他未収収益 未払費用	48,968 498,975
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	1米国 ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	85,385 245,967 227,617	その他未収収益 未払費用	82,849 136,776
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万 米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	916,470	その他未収収益	253,895

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。

- 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
- 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社	UBS AG (最終親会社である UBS Group AGはNYSE及 びSIXに上 場、UBS Asset Management AGは非上 場)	スイス・ チューリッ ヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、 証券業務	(被所有) 間接100%	金銭の預 入れ、資 産運用業 務及びそ れに關す る事務委 託等、人 件費	金銭の預入れ		現金・預金	1,439,141
							増加	8,890,639		
							減少	7,942,906		
							運用受託報酬	52	未収入金	13,143
その他営業収益	297,077	未収運用受託報酬	8							
事務委託費	478,464	その他未収収益	155,367							
不動産関係費(受取)	499	未払費用	61,627							
人件費	2,184									

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
- 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社	UBS Switzerland AG	スイス・ チューリッ ヒ	10百万 スイス フラン	銀行 業務	なし	金銭の預入れ	金銭の預入れ			
							増加	88,949	-	-
							減少	113,367		
							人件費の立替	321,166	未収入金	20,032
人件費、	234,610	未払費用	241,112							
社会保険料	67,167									
などの立替	184									
兼業業務	112,457	その他未収収益	17,417							
資産運用業務及び、	136,509	未払費用	34,642							
それに関する										
事務委託等										
兼業業務	153,717	その他未収収益	76,557							

社 の 子 会 社 等	Management (Singapore) Ltd	シンガ ポール	シンガ ポールド ル	資産 運用業	なし	資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	事務委託費	95,632	未収入金 未払費用	719 13,061
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ ロンドン	125百万 英国 ポンド	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 事務委託費	227,391 1,448,396	その他未収収益 未収入金 未払費用	54,328 3,164 729,550
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ ウィルミ ントン	50米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	13,724 426,043 246,486	その他未収収益 未収入金 未払費用	80,382 4,603 69,499
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ ウィルミ ントン	10万 米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	823,942	その他未収収益	174,407

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日	当事業年度 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日
1株当たり純資産額	205,592円08銭	209,685円21銭
1株当たり当期純利益金額	70,176円71銭	82,293円14銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日	当事業年度 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日
当期純利益(千円)	1,515,817	1,777,531
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,515,817	1,777,531
普通株式の期中平均株式数(株)	21,600	21,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2018年9月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（2018年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2018年9月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券 1	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社 1	11,069百万円	
UBS証券株式会社 2	32,100百万円	
楽天証券株式会社 1	7,495百万円	

三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
--------------	------------	---

- 1 「マネープール」の募集等の取扱いは行いません。また、スイッチングの取扱いは行いません。
- 2 「マネープール」については、運用に必要な最低限の資金のために、委託会社およびその関係会社がファンドの買付を行う場合の募集等の取扱いのみを行います。一般投資家向けの募集等の取扱いは行いません。また、スイッチングの取扱いは行いません。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。

(2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
 ファンドの基本的性格など
 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 目論見書の使用開始日

(3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。

「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

(4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用

がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2019年3月18日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三浦 昇 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年4月3日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース＜毎月分配型＞の2018年8月28日から2019年2月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース＜毎月分配型＞の2019年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年4月3日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)豪ドルコース<毎月分配型>の2018年8月28日から2019年2月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)豪ドルコース<毎月分配型>の2019年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年4月3日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w Cあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース＜毎月分配型＞の2018年8月28日から2019年2月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース＜毎月分配型＞の2019年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年4月3日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース＜毎月分配型＞の2018年8月28日から2019年2月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース＜毎月分配型＞の2019年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年4月3日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープールの2018年8月28日から2019年2月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープールの2019年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。